

熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画 実施マニュアル 【国内感染対応編】

(県内未発生期～小康期)

このマニュアルは、熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)に掲げた県(主として健康危機管理課及び県保健所)における対策の実効性確保を目的に策定したもので、平成27年3月に策定された初動対応編に続くものです。

国内感染対応編は、県行動計画で規定した「県内未発生期」から「小康期」までに実施する対策の具体的な手順や内容を記載しています。

このマニュアルは、県行動計画と同様に、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示しています。

マニュアルは今後、毎年実施する訓練等の検証を通じて適宜見直しを行います。

平成31年(2019年)3月

熊本県健康福祉部
健康危機管理課

< 目 次 >

県内未発生期

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状況が想定される。

県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、緊急事態宣言の対象となる可能性がある。

1 実施体制 P 1 ~ P 3

- (1) 会議の開催 1
- (2) 市町村対策本部の設置 2
- (3) 体制の整備 3
- (4) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 3

2 サーベイランス・情報収集 P 3 ~ P 6

- (1) 情報収集 3
- (2) サーベイランス 4

3 情報提供・共有 P 6 ~ P 10

- (1) 相談窓口の設置 6
- (2) 情報提供 7
- (3) 情報共有 10

4 予防・まん延防止 P 10 ~ P 15

- (1) まん延防止対策 10
- (2) 渡航者対策 11
- (3) 入国者対策 11
- (4) 在留外国人支援 12
- (5) 在外県民支援 12
- (6) 予防接種 12
- (7) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 13

5 医療 P 16 ~ P 23

- (1) 帰国者・接触者外来 16
- (2) 医療機関等への情報提供 20
- (3) 検査体制の整備 21
- (4) 抗インフルエンザウイルス薬 21
- (5) 病原性が低い新型インフルエンザへの対応 22
- (6) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 22

6 県民生活・経済の安定 P 23 ~ P 24

- (1) 指定地方公共機関等との連携 23
- (2) 市町村の遺体火葬・安置に係る要請 23
- (3) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 23

県内発生早期

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができない状態。

1 実施体制 P 2 5 ~ P 2 7

- (1) 会議の開催 2 5
- (2) 政府現地対策本部の設置 2 6
- (3) 市町村対策本部の設置 2 6
- (4) 体制の整備 2 6
- (5) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 2 7

2 サーベイランス・情報収集 P 2 7 ~ P 2 8

- (1) 情報収集 2 7
- (2) サーベイランス 2 8

3 情報提供・共有 P 2 8 ~ P 3 1

- (1) 相談窓口の設置 2 8
- (2) 情報提供 2 8
- (3) 情報共有 3 1

4 予防・まん延防止 P 3 1 ~ P 3 4

- (1) まん延防止対策 3 1
- (2) 渡航者対策 3 3
- (3) 入国者対策 3 3
- (4) 在留外国人支援 3 3
- (5) 在外県民支援 3 3
- (6) 予防接種 3 3
- (7) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 3 4

5 医療 P 3 4 ~ P 3 7

- (1) 医療体制 3 4
- (2) 患者への対応等 3 5
- (3) 医療機関等への情報提供 3 6
- (4) 抗インフルエンザウイルス薬 3 6
- (5) 病原性が低い新型インフルエンザへの対応 3 7
- (6) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 3 7

6 県民生活・経済の安定 P 3 7

- (1) 指定地方公共機関等との連携 3 7
- (2) 市町村の遺体火葬・安置に係る要請 3 7
- (3) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 3 7

県内感染期

県内において新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。感染拡大からまん延、患者の減少に至るまでの時期を含む。

1 実施体制 P 3 8 ~ P 4 0

- (1) 会議の開催 3 8
- (2) 政府現地対策本部の設置 3 9
- (3) 市町村対策本部の設置 3 9
- (4) 体制の整備 3 9
- (5) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 3 9

2 サーベイランス・情報収集 P 4 0 ~ P 4 1

- (1) 情報収集 4 0
- (2) サーベイランス 4 1

3 情報提供・共有 P 4 1 ~ P 4 2

- (1) 相談窓口の設置 4 1
- (2) 情報提供 4 1
- (3) 情報共有 4 2

4 予防・まん延防止 P 4 3 ~ P 4 6

- (1) まん延防止対策 4 3
- (2) 渡航者対策 4 5
- (3) 入国者対策 4 5
- (4) 在留外国人支援 4 5
- (5) 在外県民支援 4 5
- (6) 予防接種 4 5
- (7) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 4 6

5 医療 P 4 6 ~ P 4 8

- (1) 患者への対応等 4 6
- (2) 医療機関等への情報提供 4 6
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬 4 7
- (4) 病原性が低い新型インフルエンザへの対応 4 7
- (5) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 4 7

6 県民生活・経済の安定 P 4 8 ~ P 5 0

- (1) 指定地方公共機関等との連携 4 8
- (2) 生活必需品の確保 4 8
- (3) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 4 9

小康期

新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。大流行は一旦収束している状況。

1 実施体制 P 5 1 ~ P 5 2

- (1) 会議の開催・体制の縮小 5 1
- (2) 市町村対策本部の廃止 5 2
- (3) 体制の縮小 5 2
- (4) 対策の評価・見直し 5 2

2 サーベイランス・情報収集 P 5 2 ~ P 5 4

- (1) 情報収集 5 2
- (2) サーベイランス 5 3

3 情報提供・共有 P 5 4 ~ P 5 5

- (1) 相談窓口の設置 5 4
- (2) 情報提供 5 4
- (3) 情報共有 5 5

4 予防・まん延防止 P 5 5 ~ P 5 6

- (1) まん延防止対策 5 5
- (2) 渡航者対策 5 6
- (3) 予防接種 5 6
- (4) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 5 6

5 医療 P 5 6 ~ P 5 7

- (1) 医療体制 5 6
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬 5 7
- (3) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 5 7

6 県民生活・経済の安定 P 5 7 ~ P 5 8

- (1) 県民・事業者への呼びかけ 5 7
- (2) その他の措置 5 7
- (3) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応 5 8

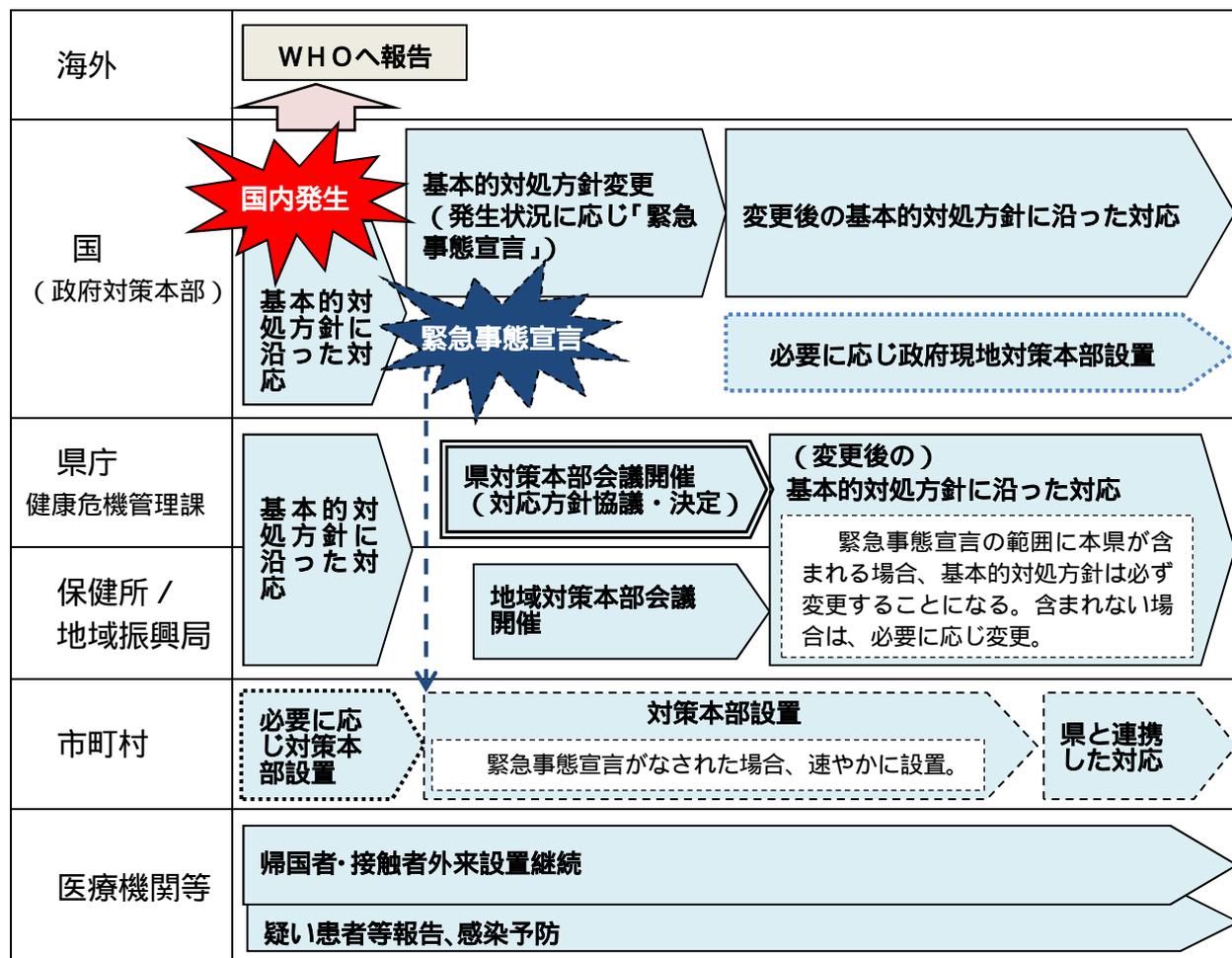
県内未発生期

1 実施体制

【「県内未発生期」の国・県・保健所等の動き】

海外発生期に引き続き、国、県は基本的対処方針に基づき、具体的な新型インフルエンザ等対策を推進する。

国は、発生状況に応じ、対象とする期間、都道府県を明示した緊急事態宣言を行う。（県内で発生していない場合にあっても、新型インフルエンザが隣接県等で発生したとき、又は全国が指定されたときに本県が対象地区となる。）



(1) 会議の開催

【健康危機管理課】

熊本県新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

政府対策本部は、国内での発生を受け、海外発生時点で決定した基本的対処方針を変更し、国内発生早期に対応した方針を示すので、これを踏まえた今後の具体的な県の対応方針を協議し、決定するために、熊本県新型インフルエンザ等対策本部会議（以下「県対策本部会議」という。）を開催する。

- ・日時：秘書グループと日程調整し、速やかに決定
- ・場所：知事応接室
- ・内容：新型インフルエンザ等発生状況の確認

国の基本的対処方針変更を踏まえた本県の具体的な対応方針の協議、

決定（必要に応じ基本的対処方針を変更）

- ・ 案内：対策本部員等(各部局長、筆頭課長、担当者)に対し、電子メールにより開催通知を送信
 - 必要に応じ、各部筆頭課等も対策本部会議に参加
 - 基本的対処方針に基づき、必要に応じて「運用方針」を定めることとする
 - 「運用方針」の決定については、幹事会の活用を検討する
- 保健所への情報提供
 - 各保健所（熊本市を含む）に対し、県対策本部会議での協議概要等に関する情報を提供する。
- ・ 電子メール等により適時実施
- ・ 職員グループウェアシステム（共用キャビネット）へ掲載（随時更新）
- 市町村への情報提供
 - 基本的対処方針を変更した場合又は市町村に対して各種要請を行う場合においては、直接、市町村に電子メールで通知する。（保健所には写しを送信）

【保健所 / 地域振興局】

- 地域対策本部会議の開催＜県対策本部会議終了後速やかに開催＞
- 地域対策本部会議を開催し、県対策本部会議で決定した本県の具体的対応方針を確認するとともに、地域における当面の具体的な取組みについて協議する。
- ・ 日時：総務振興課等と日程調整により決定
- ・ 場所：地域振興局会議室等
- ・ 内容：新型インフルエンザ等発生状況の確認
 - 県対策本部会議で決定した本県の具体的対応方針の確認
 - 市町村との役割分担と協力体制等についての協議、情報交換に向けた検討
- 健康危機管理課への報告
- 地域対策本部会議の終了後、地域対策本部会議の結果を健康危機管理課へメールで報告する。（会議次第、出席者名簿等）

（２）市町村対策本部の設置

【健康危機管理課】

- 市町村対策本部設置の要請
- 政府の緊急事態宣言がなされた場合において、直ちに市町村対策本部が設置されるよう、保健所を通じて県内市町村に対してあらかじめ要請を行う。
- 市町村との協力体制等に係る検討
- 保健所に対し、県と市町村との役割分担と協力体制等について協議、情報交換を行うよう要請する。

【保健所 / 地域振興局】

- 市町村対策本部設置の要請
- 政府の緊急事態宣言がなされた場合において、直ちに市町村対策本部が設置されるよう、管内市町村に対してあらかじめ要請を行う。
- 市町村との協力体制等に係る検討
- 県と市町村との役割分担と協力体制等について協議、情報交換を行う。

(3) 体制の整備

【健康危機管理課・健康福祉政策課・人事課等】

新型インフルエンザ等発生時における熊本県庁事業継続計画（熊本県知事部局BCP）に基づき、新たに発生する新型インフルエンザ等対策業務に対応するため、必要な人員を配置し、体制の整備を行う。

(4) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応
上記の対策に加え、次の対策を実施する。

【健康危機管理課】

県基本的対処方針の見直し

(1) の県対策本部会議において、海外発生時点で決定した基本的対処方針を、法律に基づき設置される市町村対策本部との連携を前提としたものに変更する。

【保健所 / 地域振興局】

県基本的対処方針の見直しに伴う具体的対応方針の見直し

県対策本部会議において変更された基本的対処方針の見直しに基づき、地域内の具体的な対応方針を協議、決定する。

市町村との連携

県と市町村との役割分担と協力体制等について協議、情報交換を行う。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

【健康危機管理課・関係課】

国内の発生状況のほか、生活必需品の需給動向など県民生活への影響が大きい情報を早期に把握し、必要な対策を迅速に展開して社会の混乱を未然に防止するのに役立つ。

そのため、必要に応じ、関係課の協力により、次のような情報を入手する。

区分	関係課	収集する情報
新型インフルエンザ等の情報		<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の新型インフルエンザ等発生状況 ・各省庁、発生都道府県等の対応方針、対応状況 ・発生都道府県の経済社会への影響状況 ・新型インフルエンザ等の特性等に関する情報 ・国が発出する流行地情報
薬品等の情報	薬務衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンの有効性、安全性等 ・医療用新型インフルエンザ等防護具（サージカルマスク、手袋等）の流通状況
検疫関係情報		<ul style="list-style-type: none"> ・検疫体制、実施状況
海外渡航情報・在留邦人情報	国際課	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省、厚労省、国対策本部等の発するもの
	教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・文科省等の発するもの

交通機関の状況	交通政策課、港湾課	・発生国との間の航空便・船便の運行状況
	交通政策課	・発生都道府県との間の公共交通機関の運行状況
	交通政策課	・その他県内外の公共交通機関の運行状況
観光客の状況	観光物産課	・発生地域から本県への観光客の入り込み状況
ライフラインへの影響	危機管理防災課	・電気、ガス、上下水道、通信の状況
生活必需品の需給に関する情報	消費生活課	・生活必需品の物価動向に関する情報
教育、福祉、医療への影響	教育政策課、私学振興課、高齢者支援課、障がい者支援課、医療政策課、子ども未来課	・幼稚園、小中高等学校、国公立大学、私立学校、福祉施設、医療機関等の対応状況
経済への影響	商工政策課	・事業者の対応状況
その他	危機管理防災課	・その他必要な情報

【保健所 / 地域振興局】

市町村の協力により、管内の県民生活への影響等に係る情報を収集し、健康危機管理課に報告する。

(2) サーベイランス

<p>【サーベイランスの意義】</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した際には、国内での発生をできるだけ早く発見し、その後の感染の広がりや患者数の増加の状況を調べ、公表することで国民一人一人や、地方公共団体、医療機関その他様々な関係者が流行状況に応じた対策を行うために活用できる。また、早期に発症した患者の症状や診断・治療の状況、結果など具体的な情報を分析し、取りまとめて医療関係者に提供することで、その後の患者の診断・治療を的確に行うために役立てることができる。</p> <p>「サーベイランスに関するガイドライン」抜粋</p>

各発生段階におけるサーベイランス

(県行動計画p.16 別表4より)

インフルエンザに関するサーベイランスの種類	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
1 平時から継続して行うサーベイランス						
・患者発生サーベイランス (インフルエンザ定点医療機関報告)						
・入院患者サーベイランス (基幹定点医療機関報告)						
・ウイルスサーベイランス						
・学校等におけるサーベイランス (インフルエンザ様患者発生報告)						
2 新型インフルエンザ患者発生時に強化するサーベイランス						
・患者全数把握	×				×	×
・死亡者、重症患者の状況把握	×					
・学校サーベイランスの強化 (報告施設の拡大)	×				×	
・ウイルスサーベイランスの強化 (患者全数把握等でのウイルス検査)	×				×	

○：実施、△：状況により実施、×：中止

患者の全数把握

【健康危機管理課】

- ア 届出基準（症例定義）の通知
海外発生期に引き続き、厚生労働省からの疑似症患者及び確定患者の届出基準の通知を受け、県医師会及び各保健所に通知し、各医療機関への周知を依頼する。併せて県ホームページに掲載する。
- イ 感染症サーベイランスシステム（NESID）による報告
保健所から NESID による報告を受け、同システムにより国に報告する。
- ウ 情報の還元
厚生労働省の分析・還元情報を、県医師会、保健所を通じ郡市医師会及び各医療機関に提供する。

【保健所 / 地域振興局】

- ア 届出基準（症例定義）の周知
海外発生期に引き続き、健康危機管理課から通知を受け、管内医療機関に届出基準を周知する。
- イ 感染症サーベイランスシステム（NESID）による報告
管内医療機関からの届出内容を NESID により健康危機管理課へ報告する。
- ウ 情報の還元
国から還元された情報を管内医療機関に提供する。

学校サーベイランスの対象拡大

学校等の休業の実施状況や集団発生の状況を調査することにより、感染が拡大しやすい学校等の集団生活の場において逸早く新型インフルエンザの流行のきっかけを捉え必要な対策を講じる。

「サーベイランスに関するガイドライン」抜粋

【健康危機管理課】

海外発生期に引き続き、学校サーベイランス(学校等におけるインフルエンザ様疾患発生報告)の対象を大学、短大にまで拡大し、臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校等)の状況等を確認する。

< 大学・短大への依頼内容 >

- ・ インフルエンザ様症状のある学生を把握し保健所へ報告すること
 - ・ インフルエンザ様症状のある学生の発生国への渡航歴及び国内発生地域への旅行歴や患者との接触の有無などの情報を把握し、当該情報を保健所へ連絡すること（又は学生本人に対して保健所へ連絡するよう指示すること）
- ア 国への報告
保健所から報告を受け、内容を確認し国に報告する。
 - イ 情報提供
患者発生状況は、当日中に報道機関等に情報提供する。

【対象となる大学・短大】

- | | | |
|--------------|-------------|----------|
| ・ 熊本大学 | ・ 熊本学園大学 | ・ 東海大学 |
| ・ 熊本県立大学 | ・ 熊本保健科学大学 | ・ 平成音楽大学 |
| ・ 尚綱大学 | ・ 中九州短期大学 | |
| ・ 九州看護福祉大 | ・ 尚綱大学短期大学部 | |
| ・ 九州ルーテル学院大学 | ・ 崇城大学 | |

ウ 実施期間

海外発生期、県内未発生期、県内発生早期及び小康期

(政府行動計画における国内感染期には、報告対象施設の大学、短大への拡大は中止するが、県内未発生期又は県内発生早期の段階である場合は、対象拡大を継続し、集団発生の患者の検体分析を可能な限り継続する)

【保健所 / 地域振興局】

海外発生期に引き続き、健康危機管理課の通知に基づき、管内の発生状況を確認し、健康危機管理課へ報告する。

3 情報提供・共有

(1) 相談窓口の設置

海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等相談窓口(以下「相談窓口」)を、健康危機管理課、保健所及び各市町村に設置する。

< 県、保健所、市町村の相談窓口の主な機能と設置時期 >

	県 (健康危機管理課)	地域振興局 (保健所)	市町村
名称	新型インフルエンザ等相談窓口		
主な機能	ア 一般的な相談 イ 帰国者・接触者相談窓口	ア 一般的な相談 イ 帰国者・接触者相談窓口 ウ 帰国者・接触者外来の受診指示	ア 一般的な相談 イ 要援護者の生活支援相談
設置時期	ア 海外発生期～小康期 イ 海外発生期～県内発生早期	ア 海外発生期～小康期 イ 海外発生期～県内発生早期 ウ 早期	ア 海外発生期～小康期 イ

【健康危機管理課】

課内に相談窓口を設置するとともに、保健所、市町村に相談窓口の設置状況を確認し、県ホームページに設置状況を掲載し、県民への周知を図る。

課内に相談窓口を設置

- ・相談時間：午前9時～午後7時(当分の間、土日・祝日も対応)
- ・相談方法：感染予防・拡大防止のため原則電話対応とし、来所相談は行わない(感染者の来所に備え、マスク等を準備、相談場所を確保)
- ・相談員：部内職員(3名体制)
- ・相談内容：ア 新型インフルエンザ等に関する一般的な相談
イ 帰国者・接触者相談(該当者は保健所につなぐ)
- ・相談記録：電話相談の概要を所定の様式に記録し、Q & A作成等に活用
- ・設置時期：ア 海外発生期～小康期(県対策本部設置前後。前回2009年時は国から設置要請あり)
イ 海外発生期～県内発生早期

Q & Aの更新、周知

ア 更新

国のQ & Aの更新や県の状況、相談内容をフィードバックして、Q & Aを

随時更新する。

イ 周知

保健所・市町村にメールで送信し、県庁ホームページに掲載する。

相談窓口設置の周知

海外発生期に引き続き、報道資料及び県ホームページ等を通して県民へ周知する。

相談体制の見直し

- ・ 状況に応じて開設日や開設時間、相談員数などを随時検討する。
- ・ 設置の長期化等により人員不足が見込まれる場合は、外部団体（県看護協会等）への応援要請も含め対応を検討する。

【保健所 / 地域振興局】

所内に相談窓口を設置

- ・ 相談時間：午前9時～午後7時（当分の間、土日・祝日も対応）
 - ・ 相談方法：感染予防・拡大防止のため原則電話対応とし、来所相談は行わない
（感染者の来所に備え、マスク等を準備、相談場所を確保）
 - ・ 相談員：保健所職員（複数名体制）
 - ・ 相談内容：ア 新型インフルエンザ等に関する一般的な相談
イ 帰国者・接触者相談
ウ 疑い患者に対する帰国者・接触者外来の受診指示
 - ・ 相談記録：電話相談の概要を所定の様式に記録し、Q & A作成等に活用
 - ・ 設置時期：ア 海外発生期（県対策本部設置前後）～小康期
イウ 海外発生期～県内発生早期
 - ・ 設置場所：保健所内
- 相談状況の報告
健康危機管理課からの求めに応じ、相談状況を報告（件数、内容等）する。

〔新型インフルエンザ等電話相談員配置イメージ〕

<県庁 健康危機管理課内>

電話相談業務は、3名体制で運用する。

相談員のうち2名は、部内(健危課を除く)の保健師等によるローテーションにより配置する。

残り1名の相談員は、職種は定めず、部内各課に要請し配置する。

ローテーションイメージは、別に定めるとおりとする。

相談員は、健康危機管理課の相談業務担当者と連携し業務に従事する。

健康危機管理課は、年度当初に相談員として従事可能な職員リストの提出を、部内各課に依頼し、相談員名簿〔初動対応編別紙2〕を作成する。

相談窓口設置時には、名簿登載の優先順位に基づいて、健康危機管理課から電話相談業務に従事する職員の所属長に対して窓口業務従事を依頼する。

健康危機管理課は未発生期に、相談員名簿登載者等を対象に新型インフルエンザ等に関する研修を実施する。

<保健所>

保健所毎にあらかじめ定めた人員により対応する。

(2) 情報提供

海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の県内発生の早期発見を目的に、

国等から収集した情報を県民、医療機関、マスコミ、市町村等へ適時適切に提供する。

【健康危機管理課・広報グループ】

県民への情報提供

広報グループと連携し、次の事項について、県民に対して迅速かつ一元的に情報を提供する。

また、医療機関に対しても、同様に必要な情報を迅速かつ一元的に提供する。

項目	内容
一般的、基本的な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する基礎知識 ・ 食品の安全に関する正確な情報 ・ 行政の対策
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需品の需給動向等 ・ 公共交通機関の運行状況 ・ イベントの開催（中止）の状況
県民、事業者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱等の新型インフルエンザ様の症状がある場合は、直接医療機関を受診せず、相談窓口へ連絡すること ・ 発生地域への旅行・出張、広域的なイベント開催等の自粛 ・ 職場や家庭における注意事項 ・ 感染拡大防止のために事業者が自主的に行うべき対応
国内での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生場所（都道府県、市長村名）及び発生時期 ・ 発生した患者の居住市町村名、性別、年齢、職業等 ・ 発生した患者や濃厚接触者への行政の対応（患者の入院措置、濃厚接触者への予防投与、健康監視、外出自粛要請等） ・ 発症前後の活動地域、移動経路その他疫学的調査から判った情報（不特定多数の者との接触機会の有無、接触時の状況等） ・ 濃厚接触者の健康状況

ア 広報担当者の指定

健康危機管理課においては、審議員又は課長補佐クラスの職員を指定する。

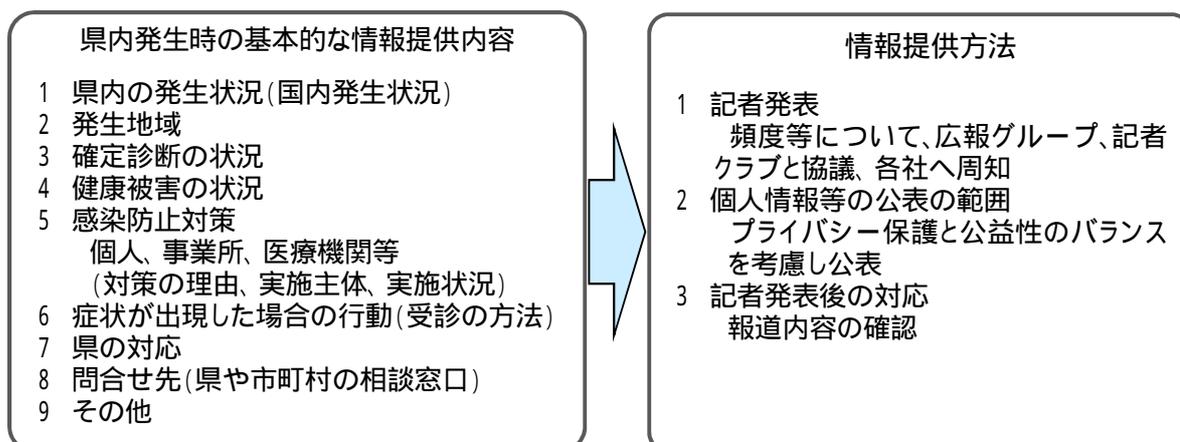
イ 広報担当者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の記者会見等を通じ、スポークスマンとして県内の発生状況や対策に関する情報をわかりやすく継続的に提供する。
- ・ 記者会見等には、専門的な立場で発言できる医師等も同席する。
重要な発表については、知事による会見を実施する。

ウ 情報提供にあたっての準備

- ・ 情報を集約・整理する。
- ・ 情報の受け手（県民、マスコミ、医療機関、市町村）に合わせ、情報を分かりやすく編集・加工する。
- ・ マスコミ、医療機関等の窓口をそれぞれ一本化する。
- ・ 外部からの照会内容を集約・整理し、Q & A等作成に反映する。

〔情報提供の内容・提供方法〕(情報提供・共有ガイドライン抜粋)



保健所、本部構成員等への情報提供

海外発生期に引き続き、保健所をはじめ本部構成員や医療関係団体、指定地方公共機関等に対して、メーリングリストを活用するなど省力化し情報を提供する。

【庁内関係課】

関係課は、健康危機管理課と情報共有を図りながら、関係する県民等に対して、次のような情報を提供するものとする。

関係課	提供先	提供する情報
各関係課	関係する県民、事業者及び機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・国内での新型インフルエンザ等の発生状況 ・新型インフルエンザ等の具体的症状、特性等 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識 ・職場や家庭における注意事項 ・イベントの開催中止等の状況 ・相談窓口の連絡先等 ・事業継続対策の整備等
交通政策課	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域との間の公共交通機関の運行状況
交通政策課 観光物産課	公共交通利用者 旅行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域への旅行自粛要請 ・発生地域からの帰着時の対応 ・発生地域との間の公共交通機関の運行状況 ・国内外の発生地域、流行地の情報
国際課	渡航予定県民	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域への渡航自粛要請
	在留外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時の対応等
社会福祉課	民生委員・児童委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者に周知すべき事項等
高齢者支援課 障がい者支援課	居宅サービス提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス実施時における注意事項
商工政策課	県内商工業者、県外に進	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応

	出している本 県関係企業	・発生地域での企業活動における注意事項
農林水産政策課	消費者	・農林水産物の出荷情報 ・食品の安全に関する正確な情報（関係機関・団体の連絡網や広報等も活用して周知）

【保健所 / 地域振興局】

- ・ 海外発生期に引き続き、健康危機管理課から情報を収集し、地域振興局内で共有化する。
- ・ 必要に応じ郡市医師会や医療機関へ説明等を実施する。

(3) 情報共有

【健康危機管理課・保健所】

- ・ 県が実施する対策の実施理由、プロセス等に係る県・市町村間の情報共有は、健康危機管理課が保健所へ当該事項を記載したメールを送信し、保健所がこれを確認したうえで市町村にメールを送信することにより行う。
- ・ その他、保健所においては、地域対策本部会議開催等の方法により、管内市町村との情報共有を図る。

4 予防・まん延防止

(1) まん延防止対策

【健康危機管理課・関係課】

県民等への感染防止対策の勧奨

マスク着用、咳エチケット、手洗い、人込みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。

患者や濃厚接触者等への対応準備

患者への対応(治療・入院勧告等)や濃厚接触者等への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)を準備する。

事業者への要請

関係課を通して、医療機関、薬局、社会福祉施設、学校、幼稚園・保育所・認定こども園、事業所に対し、感染対策の徹底及び当該感染症の症状が認められた従業員等の健康管理・受診の勧奨を要請する。

要請先	関係課
医療機関	医療政策課
薬局	薬務衛生課
社会福祉施設	高齢者支援課、障がい者支援課
学校	私学振興課、教育庁
幼稚園、保育所等	私学振興課、子ども未来課
事業所	商工政策課

学校の臨時休業基準の見直し等

関係課は、海外発生期に引き続き、ウイルスの病原性・感染力等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、保育所等における臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)の基準の見直しを検討する。

加えて、児童生徒等に対する発生地域への旅行自粛の指導及び発生地域への

修学旅行等の中止又は延期を要請する。

集客施設に係る対応

関係課は、所管する集客施設等について、県内で新型インフルエンザ等が発生するのを防止するため、状況に応じた感染防止措置の実施と利用者等への基本的な感染予防策等の周知を指示又は要請する。

その他社会的対応

ア 発生地域への移動自粛等

関係課は、所管する県民、事業者に対し、基本的な感染予防策等の励行を呼びかけるとともに、国内外の発生地域情報を提供し、同地域への旅行や出張の自粛を促す。

観光物産課及び国際課は、国内外の発生地域情報を県内の旅行業者と共有し、同地域へのツアー旅行催行自粛等を要請する。

発生地域との間の人の行き来が想定される県主催の交流事業や観光客誘致事業等は、原則として中止又は延期とする。県以外が主催するものについても、関係課を通じ同様の対応を要請する。

イ イベント、会議等の開催自粛

関係課は、参集範囲が限定され、他県からの参加・集客が見込まれないものを除き、県主催のイベントや集会、会議等の開催は、原則として中止又は延期とする。県以外が主催するものについても、関係課を通じ同様の対応を要請する。

ウ 宿泊施設の対応

薬務衛生課と観光物産課は相互に連携して、熊本県観光連盟、各観光協会、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合等を通じて、旅館、ホテル等の宿泊施設に対して、宿泊客や従業員の新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合の対応の手順（ ）や体制を確認するよう要請する。

また、発生地域からの宿泊客について、健康状態の把握に努めるとともに、発生地域からの観光客誘客活動を自粛するよう併せて要請する。

感染が疑われる者が発生した場合における手順

所管の保健所等に連絡した上で医療機関を受診すること、当該施設の施設設備の消毒を行うこと 等

【保健所 / 地域振興局】

管内市町村に対し、上記 、 ~ のうち、関係する事項について、同様の対応を行うよう指示を行う。

(2) 渡航者対策

【健康危機管理課・関係課】

県民、事業者に対する周知

国が、不要不急の渡航延期を勧告した場合、県民や事業者に対し周知する。

海外への渡航者に対する注意喚起

国際課を通して、パスポート窓口における注意の喚起要請等を行う。

(3) 入国者対策

【健康危機管理課・関係課】

検疫所等との連携

海外発生期に引き続き、福岡検疫所等が実施する入国者対策に協力する。

- ・ 熊本空港（国際線ターミナル）八代港等における患者発生時には、福岡検疫所等からの協力依頼に応じ連携して患者搬送を実施する。〔初動対応編別紙3〕

- ・ 交通政策課、県警等と情報を共有する。

感染者の密入国防止

海外発生期に引き続き、県警、港湾課、河川課、農地整備課、水産振興課等と連携し情報を共有する。

水際対策関係者に対する感染対策

国の要請に応じて特定接種や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

【保健所 / 地域振興局】

検疫所等との連携（御船保健所、八代保健所等）

熊本空港（国際線ターミナル）八代港等における患者発生時には、福岡検疫所等からの協力依頼に応じ、健康危機管理課と連携して感染症指定医療機関等へ患者を搬送する。

（4）在留外国人支援

【健康危機管理課・関係課】

関係機関等と連携した情報発信

在留外国人に対して正確な情報が伝わるよう、国際課を窓口、関係機関と連携し、多言語で情報を発信する。

相談対応

在留外国人の不安を軽減し、予防・まん延防止に万全を期すため、国際課、医療政策課等と連携し、相談体制を整備する。

（5）在外県民支援

【健康危機管理課・関係課】

情報収集

海外発生期に引き続き、発生国に滞在する県民の安否情報について、外務省と連携し、国際課を通じて収集する。

在外県民に対する周知

海外発生期に引き続き、国による海外法人への帰国要請等がなされた際には、産業支援課と連携し、国際課を通じて在外県民への周知を図る。

留学生等への周知

海外発生期に引き続き、発生国に滞在する留学生等に私学振興課や教育庁を通じ感染予防策を周知する。

（6）予防接種

【健康危機管理課・関係課】

体制整備

未発生期に定めた方針や国の基本的対処方針に基づき、薬務衛生課及び県医薬品卸業協会等と連携し、国から供給されるワクチンが特定接種及び住民接種の実施主体に対して円滑に供給されるよう必要な支援を行う。

特定接種

国が実施主体となって行う登録事業者（医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの）の従業員に対する特定接種については、国の基本的対処方針において規定されることとなるが、登録事業者は、できるだけ早期に、各登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を確保することとされている。

関係課は、関係省庁の要請等に基づき、登録事業者の接種体制構築に向け必要な支援を行う。

加えて、県職員の特定接種の実施について、総務厚生課等と予め協議しておく。

（特定接種の実施イメージ 県関係）

1 医師、看護師の確保

保健所、病院局、県医師会などと協議し、接種医師、看護師を確保する。

2 実施場所

あらかじめ定めた接種場所で開催する。

例：本庁は、地下大会議室等

出先機関は、こころの医療センターや各保健所を想定

3 接種対象者の決定

国から供給されるワクチンの量などに応じ、接種対象者を優先順位に応じて決定、期日を設定する。

4 接種対象者への通知

所属を通じ接種対象者に接種期日、時間及び場所を通知する。

住民接種（実施主体は市町村）

保健所を通じて、海外発生期に要請した接種体制の具現化（予防接種を行う医療従事者や集団接種を行う場合における会場の確保等）の進捗状況について確認を行う。

県民への周知

国の動向を注視し、適宜、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について、県民や関係者に積極的に周知する。

国が実施するモニタリングへの協力

【保健所 / 地域振興局】

上記を受け、管内市町村に住民接種の準備体制の確認を行うとともに、必要な支援を行う。

（7）本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応

【健康危機管理課】

新型インフルエンザ等緊急事態措置

上記の対策に加え、次のとおり「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を講ずる。

ア まん延防止に関する緊急事態措置に係る計画の取りまとめ

（ア）住民に対する不要不急の外出自粛の要請

- ・不要不急の外出自粛の内容
医療機関への通院、食料の買い出し、職場への通勤など、生活の維持に必要なもの以外の外出は自粛する。
- ・要請の期間
政府の基本的対処方針で示される期間を原則とする。
- ・要請の区域
流行状況や人の移動実態等を踏まえ、市町村単位、保健所単位、県南、県北といったブロック単位で設定。
要請の期間及び区域については、当該施策が個人の行動を制限し、社会・経済活動に影響を与えることを踏まえ、施策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて実施する施策を決定し、当該施策の縮小・中止を柔軟に行う。
- ・感染防止に必要な協力
マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な予防策
- (イ) 学校、保育所等の施設管理者等に対する使用制限等の要請
 - ・対象施設
(ア) の外出自粛要請を行った区域内の、
学校、保育所等（面積制限なし）
劇場、集会所、百貨店、マーケット等の店舗、体育館、水泳場、博物館、ホテル、旅館、自動車教習所等（建築物の床面積の合計が1,000㎡超のもの）
関係課の協力を得て、迅速にリストアップを行う。
 - ・要請の対象者
施設管理者、施設を利用する催事関係者
 - ・使用制限の内容
感染防止のための入場者の整理
新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場禁止
手指の消毒設備の設置
施設の消毒
マスク着用等の感染防止措置の入場者への周知
その他必要と認めて厚生労働大臣が公示するもの
 - ・要請の期間
政府の基本的対処方針で示される期間を原則とする
(ア) の外出自粛要請期間と一体的に運用。
- (ウ) 学校、保育所等以外の施設に対する協力要請
(イ) の対象施設に該当しないものに対しては、対策の実効性を上げる観点から、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項の規定に基づく協力の要請について検討を行う。
- (エ) 実施状況の調査・確認
(イ) の使用制限等の要請について、関係課は、所管の施設が対策を実施しているか適宜調査・確認を行う。
- (オ) 使用制限等の要請に応じない場合の対応
必要な場合には、施設管理者等に対して使用制限等を実施するよう文書により指示を行う。

イ 県対策本部会議の開催

まん延防止に関する緊急事態措置に係る計画について協議、決定するため、県対策本部会議を開催する。

ウ まん延防止に関する緊急事態措置の公表等

県対策本部会議での決定を受けて、まん延防止に関する緊急事態措置の内容について、広く県民に対して公表を行う。

公表に当たっては、マスコミに協力を要請するとともに、県ホームページへの掲載、地域振興局や市町村窓口への掲出等、あらゆる方法で行う。

また、ア（イ）の学校、保育所等の施設管理者に対する使用制限等の要請を文書の発出等により行う。

住民の予防接種

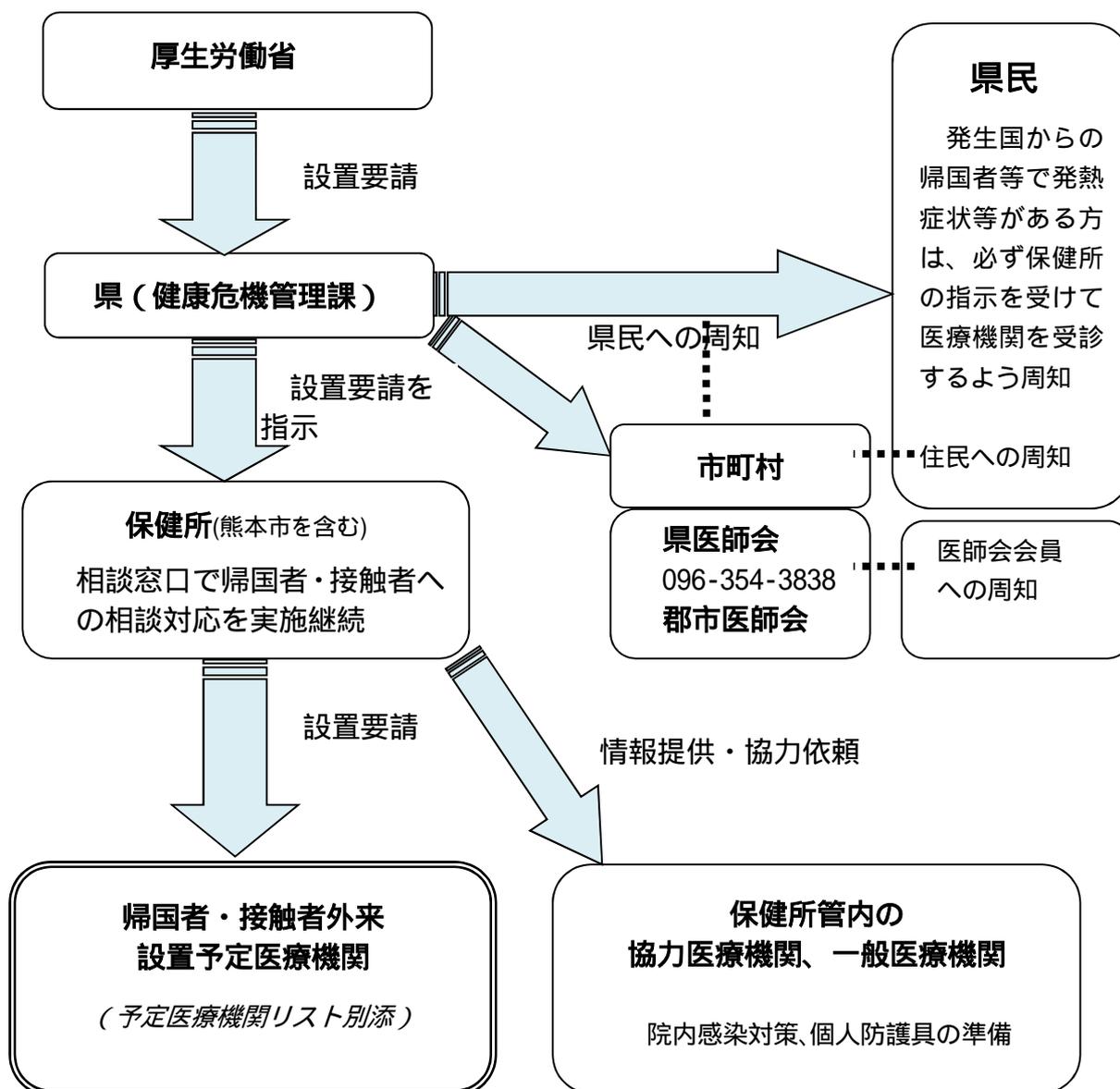
政府の基本的対処方針の変更により、県内市町村が住民接種の対象となった場合、保健所を通じ必要な支援を行う。

5 医療

(1) 帰国者・接触者外来

帰国者・接触者外来の目的は、発生国からの帰国者と、患者との濃厚接触者が発熱・呼吸器症状を有する場合、新型インフルエンザ等により患っている危険性が、一般の患者と大きく異なることが想定されるため、帰国者・接触者相談センター（新型インフルエンザ等相談窓口）を通じてこれらの者を検査体制の整った医療機関へ確実につなぐとともに、患者を集約することで、まん延をできる限り防止することである。

新型インフルエンザ等対策「医療体制に関するガイドライン」P129 抜粋



海外発生期に引き続き、次のような措置を講ずる。

【健康危機管理課】

帰国者・接触者外来の設置趣旨、受診対象者、利用方法等について、県民等への周知を図る。

また、保健所からの報告を受け、帰国者・接触者外来の受診状況を把握する。

帰国者・接触者外来の場所は非公開（医療体制に関するガイドライン p137）

【保健所 / 地域振興局】

帰国者・接触者外来設置医療機関の体制の確認等を行うとともに、一般の医療機関への情報提供・協力依頼（新型インフルエンザ等患者が、帰国者・接触者外来以外の一般の医療機関を受診する場合に備えた院内感染対策及び個人防護具準備等）を徹底する。

また、帰国者・接触者外来の受診状況等を定期的に健康危機管理課へ報告する。

さらに、疑い患者が発生した場合は、検体の搬送を行うとともに帰国者・接触者外来が感染症指定医療機関以外の場合は、疑い患者を感染症指定医療機関へ移送する。加えて、国から示される調査要領に基づき濃厚接触者調査を実施する。

参考：平成21年（2009年）から平成22年（2010年）の新型インフルエンザ発生時における本庁への報告事項等

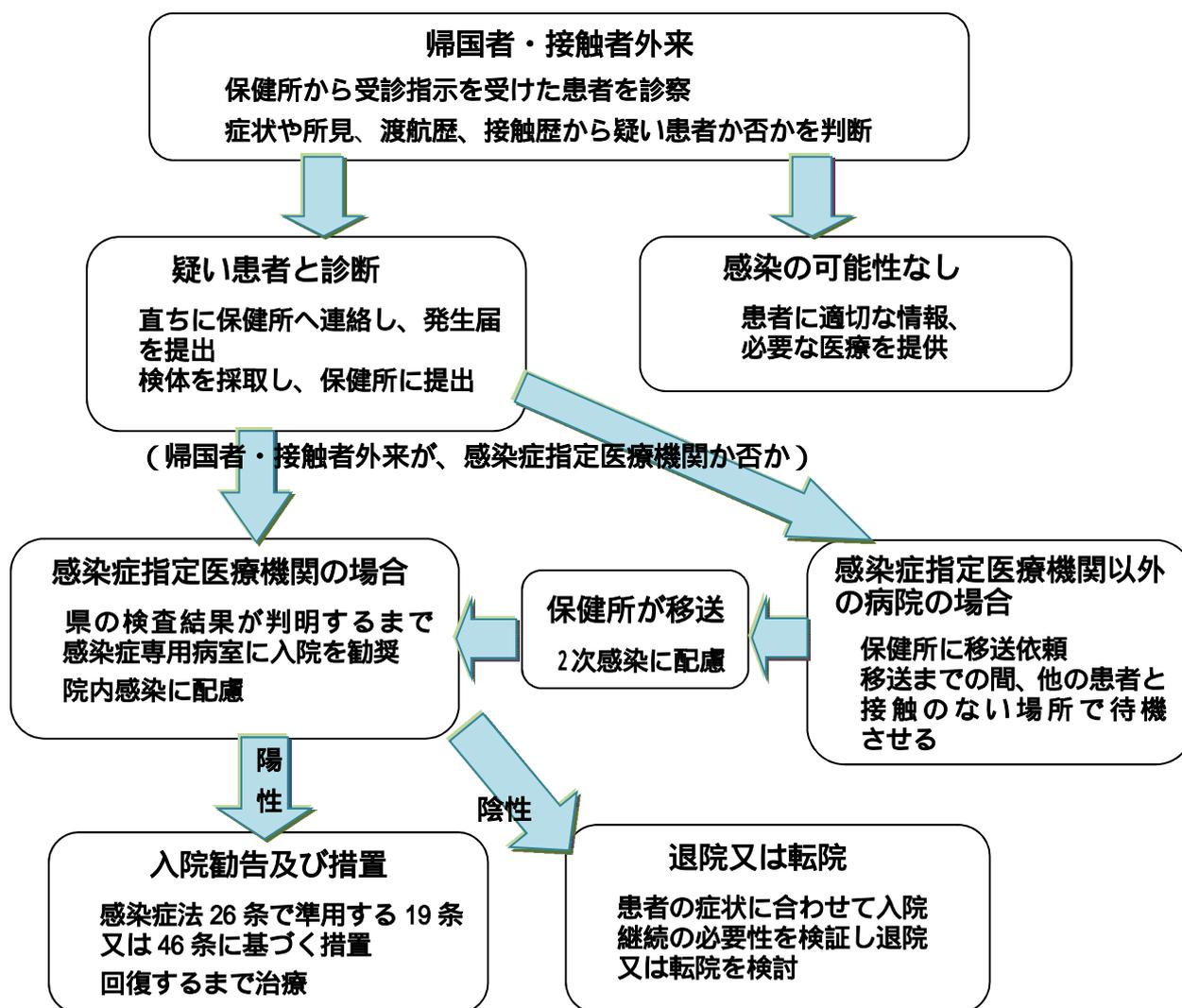
調査名：発熱相談センター 相談件数調べ

調査項目

- ・相談日
- ・相談実人数（うち発熱外来への受診勧奨者実人数）
- ・相談内容（ 消防等の健康相談、 医療体制等、 予防・治療等、 渡航、 豚肉等の食事関係、 その他）及び内容ごとの延件数

報告頻度：毎日

帰国者・接触者外来受診後の標準的フロー



(参考) 入院非同意者への対応

感染症指定医療機関等は、保健所に入院非同意者に係る情報を提供する。

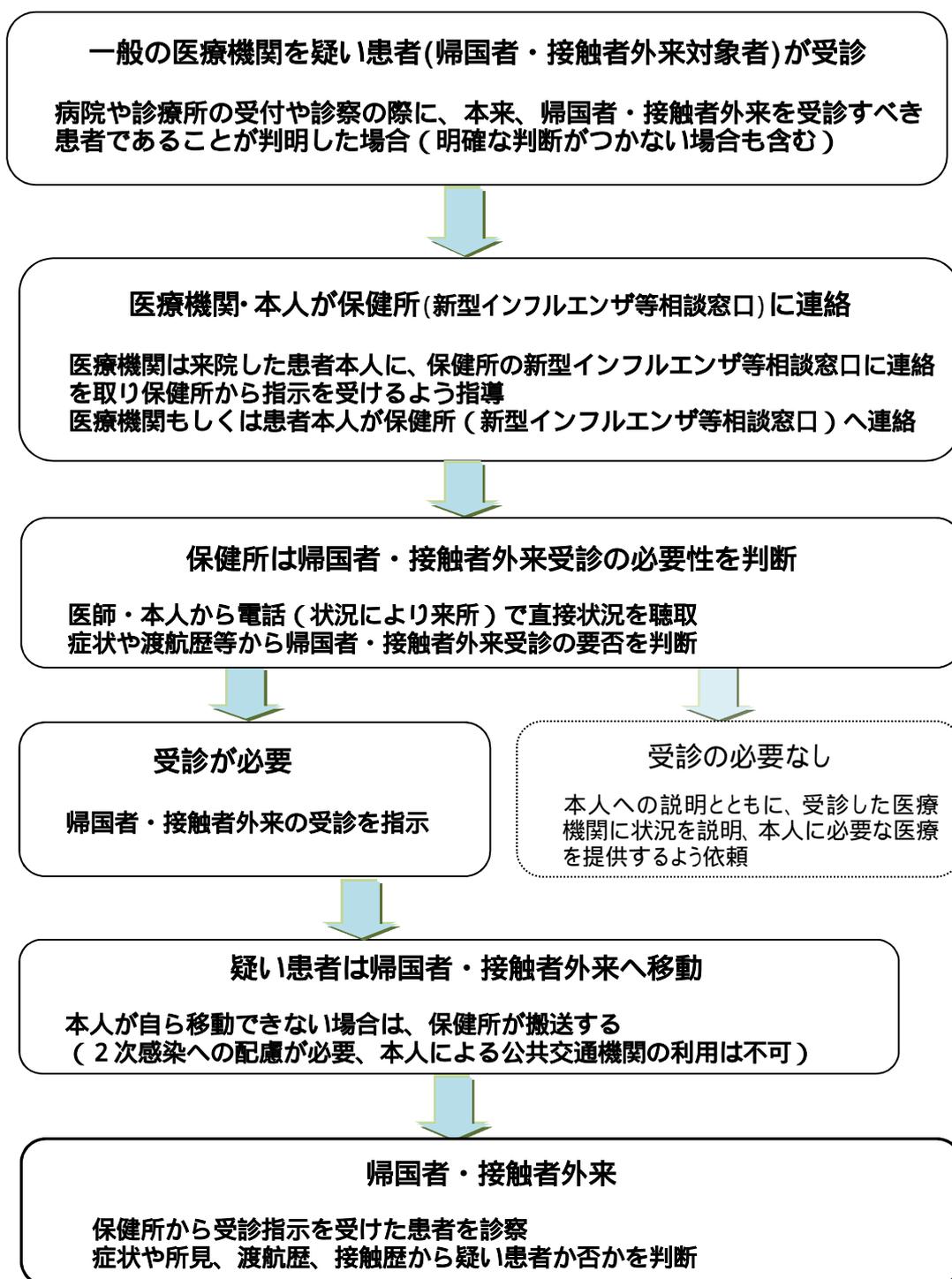
都道府県等は、入院非同意者について、新型インフルエンザ等に感染していると疑うに足りる正当な理由があると認めた場合、当該者に対して、感染症法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査、第 17 条若しくは第 45 条の規定に基づく健康診断又は第 44 条の 3 若しくは第 50 条の 2 の規定に基づく感染を防止するための協力要請を実施する。

検査の結果が陽性であれば、保健所は、その結果を入院非同意者に連絡し、感染症法第 26 条で準用する第 19 条又は第 46 条の規定に基づき、感染症指定医療機関等への入院措置を実施する。

検査の結果が陰性であれば、保健所はその結果を入院非同意者に連絡する。

一般の医療機関を疑い患者が受診した場合のフロー

【前提】一般の医療機関は、発熱・呼吸器症状を有する患者のうち、発生国への渡航歴や患者との濃厚接触がない者（帰国者・接触者外来受診の対象とならない者）を対象に診療を実施するが、新型インフルエンザ等の患者等が、帰国者・接触者外来を受診せず、直接、一般の医療機関を受診する可能性があることを踏まえて対応する。



（前頁の標準的フロー図へ）

帰国者・接触者外来の中止について

次のような場合には、県、感染症指定医療機関の医師、県医師会で協議し、帰国者・接触者外来の中止の時期について検討する。

<p>県内感染期に至ったと判断される場合 以下のような状態になった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 ・ 帰国者・接触者外来の受診者数が増加し対応が困難になった状態 ・ 一般医療機関の外来で新型インフルエンザ等患者の発生数が増加した状態 <p>隣接県で患者が多数発生するなどの状況から、帰国者・接触者外来を継続する意義が低下した場合 国が新型インフルエンザ等の病原性が低いと判断した場合</p>
--

【健康危機管理課】

医療機関等への連絡

保健所、県医師会及び感染症指定医療機関に、帰国者・接触者外来の中止を連絡する。

保健所には、帰国者・接触者外来設置医療機関及び管内医療機関に対する連絡について、県医師会には会員への周知についてそれぞれ依頼する。

県民への周知

報道機関を通じて周知する。

市町村への連絡

住民に対する周知を依頼する。

【保健所 / 地域振興局】

帰国者・接触者外来への連絡

健康危機管理課からの連絡を受け、帰国者・接触者外来設置医療機関に対し、帰国者・接触者外来の中止の連絡を行う。

一般医療機関への連絡

健康危機管理課からの連絡を受け、郡市医師会と連携し、管内医療機関に対して、帰国者・接触者外来の中止(全医療機関での受診への移行)と各医療機関における適切な感染症防止措置の徹底等について連絡する。

(2) 医療機関等への情報提供

海外発生期に引き続き、次のような措置を講ずる。

【健康危機管理課】

・保健所、県医師会等への情報提供

国から提供される新型インフルエンザ等の症例定義及び診断・治療等に資する情報を保健所、県医師会等に迅速に提供する。

【保健所 / 地域振興局】

・管内医療機関等への情報提供

健康危機管理課から受けた情報を管内医療機関等へ提供し、その旨を郡市医師会へ連絡する。

(3) 検査体制の整備

【目的】新型インフルエンザ等のまん延防止対策実施のため、適切に確定検査を実施できるよう、インフルエンザの迅速診断キット及びPCR等による検査を実施

【始期】新型インフルエンザ等の海外発生期以降

【実施期間】検査体制が整備されてから県内発生早期までの間

【健康危機管理課】

検査体制の周知

各医療機関に対し、保健所、県医師会を通じて、保健環境科学研究所（以下「保環研」）における検査体制が整備されたことを周知する。

また、県ホームページ、報道機関への投げ込み等により広く周知する。

検体搬送時の県警への協力要請

検査結果が陽性だった場合は、県警に連絡し、国立感染症研究所への検体搬送について必要に応じて協力を要請する。

【保健所 / 地域振興局】

医療機関への協力の要請

帰国者・接触者外来又はその他の医療機関において、新型インフルエンザ等の症例定義に基づき患者と診断した場合又は感染が疑わしいと判断した場合における、速やかな保健所への連絡と検体採取への協力要請を徹底する。

検体の採取

医療機関から、新型インフルエンザ等の患者又は感染が疑わしいと判断された者についての連絡を受けたとき、保健所長はPCR検査の必要性を判断し、必要な場合は、保健所職員に指示し速やかに検体を確保する。

保環研への連絡と検体の持込み

保健所は、保環研のPCR検査の窓口担当者に連絡し検査を依頼するとともに、搬送担当者が医療機関に出向き検体を受け取り、保環研に搬送する。

関係機関への連絡

保健所は、PCR検査の実施を依頼した旨、健康危機管理課に連絡する。

検査結果判明後の対応

保環研から検査結果の報告を受け、結果を患者、医療機関、健康危機管理課等に連絡する。

【保健環境科学研究所】

新型インフルエンザ等のPCR検査を優先的に実施する体制を整備する。

なお、新型インフルエンザ等のPCR検査体制が整備されるまでの間は、新型インフルエンザ等のスクリーニング検査を優先的に実施することとし、スクリーニング検査が陽性の場合や感染が特に疑われる場合などは、感染研に確認検査を依頼する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬

抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について

【目的】新型インフルエンザウイルスの曝露を受けた者は、感染する可能性がある。感染した場合、無症状又は軽微な症状の時期であっても他人に感染させるおそれがあることから、海外発

生期及び県内発生早期には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を必要に応じ実施する。

【健康危機管理課】

予防投与実施の要請

保健所に対し、医療機関における抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の適切な実施に係る周知及び保健所長による抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の適切な実施について要請する。

併せて、県医師会への情報提供を行い、必要な協力を要請する。

使用する薬剤は、国の方針等を踏まえ、県の備蓄薬の使用も含めて検討する。

・ 予防投与の対象者として想定される者

- ア 患者の同居者
- イ 同居者を除く患者との濃厚接触者及び患者と同じ学校、職場等の者
- ウ 医療従事者等（保健所の医師・保健師を含む）
- エ 搬送等従事者
- オ 水際対策関係者

・ 予防投与の実施者

- ア 保健所の医師
 - 積極的疫学調査の結果、濃厚接触者と判明した者へ実施する。
- イ 医療機関及び検疫所等の医師
 - 患者に濃厚接触した医療従事者等や水際対策関係者へ実施する。

【保健所 / 地域振興局】

医療機関への周知

管内の医療機関に対し予防投与の適切な実施について周知する。

保健所長による予防投与の実施

保健所長は、積極的疫学調査の結果、濃厚接触者と判明した者に対し本人の同意を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を実施する。

(5) 病原性が低い新型インフルエンザへの対応

【健康危機管理課】

病原性が低いインフルエンザの場合は、患者等の活動制限や医療資源の消費は最小限にとどめるべきであり、そのため、次のとおり強毒型の場合と異なる対応も必要となる。

- ・ 病原性が低い場合、患者の隔離入院は行わず、入院は重篤者のみとし、軽症者は自宅療養とすること。
- ・ 病原性が低い場合、濃厚接触者への予防投与は、重症化の恐れのある人等以外には行わないこと。

(6) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応

上記の対策に加え、次のとおり「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を講ずる。

【健康危機管理課】

医療等の提供体制の確保

医療等の提供体制を確保するための措置として、医療機関及び医薬品等卸売事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、自ら定めた事業計画の定

めるところにより次の項目を実施するよう要請する事務手続きを速やかに行う。

ア 医療機関である指定地方公共機関への要請

- ・開業時間の延長
- ・院内感染防止措置のさらなる徹底
- ・その他必要な措置

イ 医薬品・医療品等卸売事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への要請

- ・抗インフルエンザウイルス薬、ワクチン、防護敷材等の県内流通量の確保
- ・上記薬品、物品の配送体制の整備
- ・その他必要な措置

県対策本部会議の開催

医療等の提供体制の確保措置について協議し、決定するために、県対策本部会議を開催する。

公表及び通知

県対策本部会議での決定を受けて、医療等の供給体制の確保措置について、広く県民に対して公表を行う。

公表に当たっては、マスコミに協力を要請するとともに、県ホームページへの掲載、地域振興局や市町村窓口への掲出等、あらゆる方法で行う。

また、の医療機関及び医療品等卸売事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する要請は文書の発出により行う。

6 県民生活・経済の安定

(1) 指定地方公共機関等との連携

【健康危機管理課】

指定地方公共機関の事業継続に向けた準備状況の確認

海外発生期に要請した事業継続に向けた準備の進捗状況を確認する。

指定地方公共機関その他の団体等に対する情報提供

海外発生期に引き続き、指定地方公共機関及び新型インフルエンザ等対策協議会の構成団体等に対し、新型インフルエンザ等の発生状況及び県の対策について、県の専用ホームページ等を通じて情報を提供し、感染予防対策を勧奨する。

(2) 市町村の遺体火葬・安置に係る要請

【薬務衛生課】

国の要請に応じて、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態の発生に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請し、その進捗状況を確認する。

(3) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応

上記の対策に加え、必要に応じ、次のとおり「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を講ずる。

【健康危機管理課・関係課】

緊急物資の輸送等

ア 食料品等の運送要請

関係課と連携し、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する手続きを行う。

イ 医薬品・医療機器の配送要請

関係課と連携し、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する手続きを行う。

生活関連物資等の価格の安定等

関係課と連携し、消費者物価の監視を強化するとともに、生活に関連が高い品目について、高騰が生じていると認められる場合は、必要な措置をとる。

県対策本部会議の開催

県民生活、経済の安定に関する措置について協議し、決定するために、県対策本部会議を開催する。

公表及び通知

県対策本部会議での決定を受けて、県民生活、経済の安定に関する措置について、広く県民に対して公表を行う。

公表に当たっては、マスコミに協力を要請するとともに、県ホームページへの掲載、地域振興局や市町村窓口への掲出等、あらゆる方法で行う。

【県警・関係課】

犯罪の予防・取締り

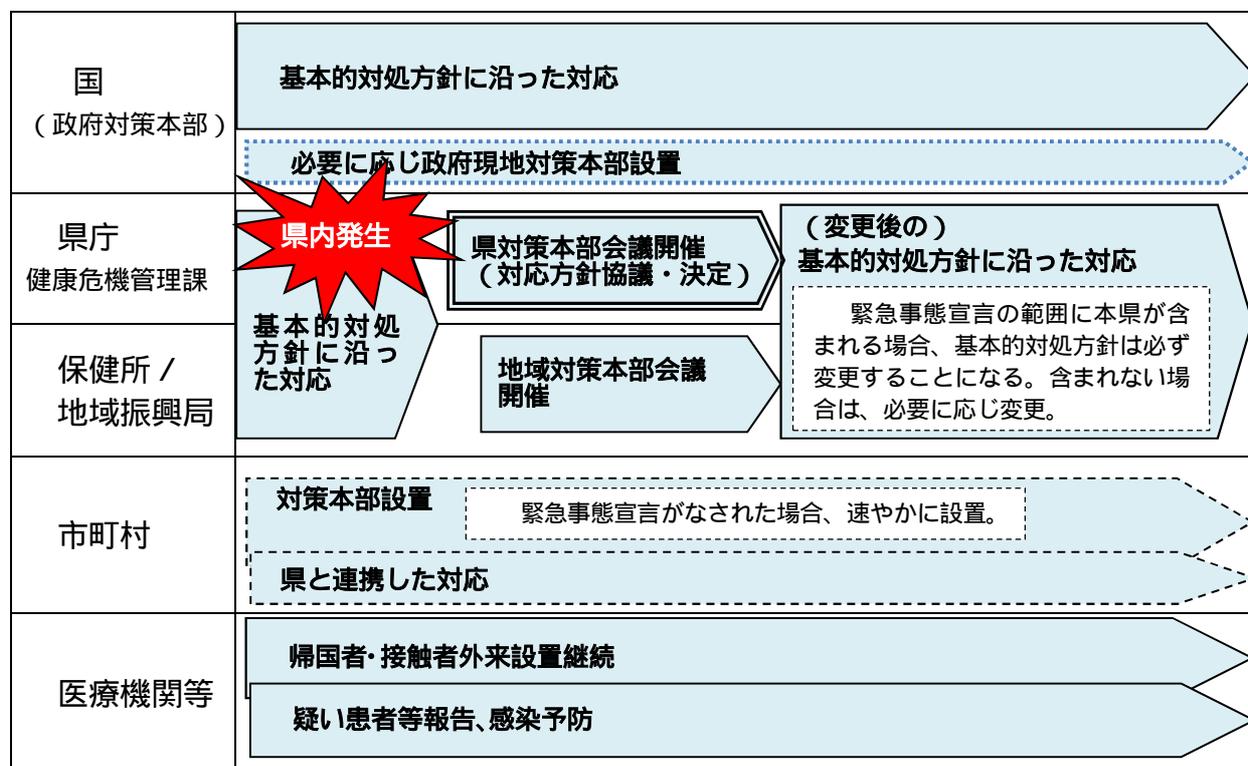
混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。知事部局関係課は、必要に応じ、県警と連携して広報啓発活動を推進する。

県内発生早期

1 実施体制

【「県内発生早期」の国・県・保健所等の動き】

県・保健所は、国や市町村と連携し、基本的対処方針に基づき、県内での感染拡大防止、患者への適切な医療提供及び感染拡大に備えた体制整備に取り組む。



(1) 会議の開催

【健康危機管理課】

熊本県新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

県内で新型インフルエンザ等が発生し、県内発生早期に移行したことを確認するとともに、各部局で情報の共有を行い今後の対応等について協議するため、県対策本部会議を開催する。

- ・日時：秘書グループと日程調整し、速やかに決定
- ・場所：知事応接室
- ・内容：県内の新型インフルエンザ等発生状況の確認

県の具体的な対応方針に係る協議、決定（必要に応じ基本的対処方針を変更）

- ・案内：対策本部員等(各部局長、筆頭課長、担当者)に対し、電子メールにより開催通知を送信

必要に応じ、各部筆頭課等も対策本部会議に参加

基本的対処方針に基づき、必要に応じて「運用方針」を定めることとする
「運用方針」の決定については、幹事会の活用を検討する

保健所への情報提供

各保健所（熊本市を含む）に対し、県対策本部会議での協議概要等に関する情報を提供する。

- ・電子メール等により適時実施
- ・職員グループウェアシステム（共用キャビネット）へ掲載（随時更新）
市町村への情報提供
基本的対処方針を変更した場合又は市町村に対して各種要請を行う場合においては、直接、市町村に電子メール等で通知する。（保健所には写しを送信）

【保健所 / 地域振興局】

- 地域対策本部会議の開催 < 県対策本部会議終了後速やかに開催 >
地域対策本部会議を開催し、県の基本的対処方針の内容を確認するとともに、地域における当面の具体的な取組みについて協議する。
- ・日時：総務振興課等と日程調整により決定
- ・場所：地域振興局会議室等
- ・内容：新型インフルエンザ等発生状況の確認
県対策本部会議で決定した本県の具体的対応方針の確認
市町村との役割分担と協力体制等についての協議、情報交換に向けた検討
健康危機管理課への報告
地域対策本部会議の終了後、地域対策本部会議の結果を健康危機管理課へメールで報告する。（会議次第、出席者名簿等）

（２）政府現地対策本部の設置

【健康危機管理課】

- 政府現地対策本部の設置が決定した場合は、関係課（財産経営課等）と協議のうえ、速やかに設置スペースを決定する。
- また、設置後においては、県対策本部との綿密な連携が取れるよう必要な調整を行う。

（３）市町村対策本部の設置

【健康危機管理課】

- 市町村対策本部設置の要請
政府の緊急事態宣言を受け、直ちに市町村対策本部が設置されるよう、保健所を通じて県内市町村に対して要請を行う。
- 市町村との協力体制等に係る検討
保健所に対し、県と市町村との役割分担と協力体制等について協議、情報交換を行うよう要請する。

【保健所 / 地域振興局】

- 市町村対策本部設置の要請
政府の緊急事態宣言と健康危機管理課からの連絡を受け、直ちに市町村対策本部が設置されるよう、管内市町村に対して要請を行う。
- 市町村との協力体制等に係る検討
県と市町村との役割分担と協力体制等について協議、情報交換を行う。
県内未発生期と同じ

（４）体制の整備

【健康危機管理課・健康福祉政策課・人事課等】

新型インフルエンザ等発生時における熊本県庁事業継続計画（熊本県知事部局BCP）に基づき、新たに発生する新型インフルエンザ等対策業務に対応するため、必要な人員を配置し、体制の整備を行う。

(5) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応
上記の対策に加え、次の対策を実施する。

【健康危機管理課】

県基本的対処方針の見直し

(1) の県対策本部会議において、国の基本的対処方針の変更を踏まえた今後の具体的な県の対応について協議し、県の基本的対処方針を変更する。

【保健所 / 地域振興局】

県基本的対処方針の見直しに伴う具体的な対応方針の見直し

県対策本部会議において変更された基本的対処方針の見直しに基づき、域内の具体的な対応方針を協議、決定する。

市町村との連携

県と市町村との役割分担と協力体制等について協議、情報交換を行う。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

【健康危機管理課・関係課】

県内における新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報や、抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンの有効性・安全性、その他社会的・経済的な影響に関する情報を速やかに収集し、迅速かつ効果的な対策展開、ひいては県民生活の安定維持に役立てる。

そのため、必要に応じ、関係課の協力により、次のような情報を入手する。

区分	関係課	収集する情報
新型インフルエンザ等の情報		<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の新型インフルエンザ等発生状況 ・各省庁、発生都道府県等の対応方針、対応状況 ・県内外の経済社会への影響状況 ・新型インフルエンザ等の特性等に関する情報 ・国が発出する流行期情報
薬品等の情報	薬務衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンの有効性、安全性等 ・医療用新型インフルエンザ等防護具（サージカルマスク、手袋等）の流通状況
交通機関の状況	交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の公共交通機関の運行状況
観光客の状況	観光物産課	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域から本県への観光客の入り込み状況 ・全国的な旅行業者の動向
福祉・医療への影響	高齢者支援課、障がい者支援課、医	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設における発生状況と臨時休業の状況 ・医療機関の状況

	療政策課	
ライフラインへの影響	危機管理防災課	・電気、ガス、上下水道、通信の状況
生活必需品の需給に関する情報	消費生活課	・生活必需品の物価動向に関する情報
教育への影響	教育政策課、私学振興課、子ども未来課	・幼稚園、小中高等学校、国公立大学、私立学校等の対応状況
経済への影響	商工政策課	・事業者の対応状況（臨時休業等） ・企業活動への影響状況
イベントの開催状況	各関係課	・イベントの開催状況
その他	危機管理防災課	・その他必要な情報

【保健所 / 地域振興局】

市町村の協力により、管内の県民生活への影響等に係る情報を収集し、健康危機管理課に報告する。

(2) サーベイランス

【健康危機管理課】

県内未発生期に引き続き、平時から継続して行うサーベイランス（患者発生サーベイランス、入院患者サーベイランス）及び新型インフルエンザ患者発生時に強化するサーベイランス（患者全数把握、死亡者・重症患者の状況把握、報告施設対象を拡大した学校等におけるサーベイランス、患者全数把握等で対象者を拡大したウイルスサーベイランス）を実施する。

【保健所 / 地域振興局】

県内未発生期に引き続き、感染症サーベイランスシステム（NESID）を利用した報告等を実施する。

3 情報提供・共有

(1) 相談窓口の設置

【健康危機管理課、保健所 / 地域振興局】

県内未発生期に引き続き、相談窓口を、健康危機管理課、保健所及び各市町村に設置する。状況に応じて、市町村相談窓口の体制の拡充・強化を要請する。

また、国のQ & Aの更新や県の状況、相談内容をフィードバックしたQ & Aの更新も積極的に行う。

なお、相談件数の増大が見込まれる場合は、相談窓口の拡大（24時間化、コールセンターとしての外部委託等）等についても検討を行う。

(2) 情報提供

新型インフルエンザ等の県内外における発生状況を迅速に情報提供し、県民に注意を促すとともに、社会・経済への影響が大きい学校や集客施設の臨時休業、イベント開催中止等に関する情報も積極的に提供することで、感染拡大防止に向

けた県民の理解と協力を確保する。

【健康危機管理課・広報グループ】

県民への情報提供

広報グループと連携し、次の事項について、県民に対して迅速かつ一元的に情報を提供する。

また、医療機関に対しても、同様に必要な情報を迅速かつ一元的に提供する。

項目	内容
一般的、基本的な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する基礎知識 ・ 食品の安全に関する正確な情報 ・ 全国的な発生動向、対応状況等
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需品の需給動向等 ・ 公共交通機関の運行状況 ・ 学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催（中止）等の状況 ・ 医療機関等の状況（帰国者・接触者外来の設置状況等）
県民、事業者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱等の新型インフルエンザ様の症状がある場合は、直接医療機関を受診せず、相談窓口へ連絡すること ・ 県内外の発生地域への旅行・出張の自粛、イベント等開催の自粛 ・ 職場や家庭における注意事項 ・ 集客施設の営業自粛、その他感染拡大防止のために事業者が自主的に行うべき対応
県内での発生状況（国と随時連携をとって実施）	<p>3 例目（ ）までの発生時（濃厚接触者が限定される場合）</p> <p>ア患者の住所（市又は郡）、性別、年齢、職業 イ患者や濃厚接触者に対する措置（患者への入院勧告、濃厚接触者への予防投与、健康観察、外出自粛要請等） 濃厚接触者の確認数、現在の患者の病状及び濃厚接触者の健康状態 ウ疫学調査の結果（感染が疑われる時期の渡航・旅行歴、発症前後の行動概要、他者との濃厚接触の機会と状況） エ濃厚接触者は限定的であること 「3 例目」が適当かどうかは、その時の状況により判断する。</p>
	<p>3 例目（ ）までの発生時（濃厚接触者が限定されない場合）</p> <p>ア患者の住所（市又は郡）、性別、年齢、職業 イ患者や濃厚接触者に対する措置（患者への入院勧告、濃厚接触者への予防投与、健康観察、外出自粛要請等） 濃厚接触者の確認数、現在の患者の病状及び濃厚接触者の健康状態 ウ疫学調査の結果（感染が疑われる時期の渡航・旅行歴、発症前後の行動概要、発症 2 4 時間前以降に患者が利用した公共交通機関など、不特定多数と濃厚接触したと思われる場所と時期） エ患者と濃厚接触した可能性がある人は、発熱等の新型インフルエンザ様の症状が出たときは、直ちに最寄りの保健所の相談窓口へ連絡し、その指示に従うべきこと</p>

		才当該事例の発生を受けて学校等の臨時休業等の措置をとる場合には、その内容及び実施期間
それより後の発生時		ア患者の住所（市又は郡）、性別、年齢、職業 イ現在の患者の病状 ウ濃厚接触者の状況（限定の有無、確認数、現在の健康状態） エ当該事例の発生を受けて学校等の臨時休業等の措置をとる場合には、その内容及び実施期間
感染者が初めて死亡した時		ア患者の住所（市又は郡）、性別、年齢、職業 イ死亡日時 ウ発症から死亡までの経過概要 エ濃厚接触者の現在の健康状態

保健所、本部構成員等への情報提供

保健所をはじめ本部構成員や医療関係団体、指定地方公共機関等に対して、メーリングリストを活用するなど省力化し情報を提供する。

【庁内関係課】

関係課は、健康危機管理課と情報共有を図りながら、関係する県民等に対して、次のような情報を提供するものとする。

関係課	提供先	提供する情報
各関係課	関係する県民、事業者及び機関・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外における新型インフルエンザ等の発生状況 ・新型インフルエンザ等の具体的症状、特性等 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識 ・職場や家庭における注意事項 ・学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等の状況 ・相談窓口の連絡先等
交通政策課	交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の公共交通機関の運行状況
交通政策課 観光物産課	公共交通利用者、旅行事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生地域への旅行自粛要請 ・県内外の公共交通機関の運行状況 ・県内外の発生地域、流行地の情報
国際課	在留外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時の対応等
社会福祉課	民生委員・児童委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者に周知すべき事項等
高齢者支援課 障がい者支援課	居宅サービス提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス実施時における注意事項
商工政策課	県内商工業者	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応
農林水産政策課	消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物の出荷情報 ・食品の安全に関する正確な情報（関係機関・団体の連絡網や広報等も活用して周知）

【保健所 / 地域振興局】

- ・ 県内未発生期に引き続き、健康危機管理課から情報を収集し、地域振興局内で共有化する。
- ・ 必要に応じ郡市医師会や医療機関へ説明等を実施する。

(3) 情報共有

【健康危機管理課・保健所】

- ・ 県内未発生期に引き続き、県が実施する対策の実施理由、プロセス等に係る県・市町村間の情報共有は、健康危機管理課が保健所へ当該事項を記載したメールを送信し、保健所がこれを確認したうえで市町村にメールを送信することにより行う。
- ・ その他、保健所においては、地域対策協議会開催等の方法により、管内市町村との情報共有を図る。

4 予防・まん延防止

(1) まん延防止対策

【健康危機管理課・関係課】

県民等への感染防止対策の勧奨

県内未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人込みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。

患者や濃厚接触者等への対応

患者への対応(治療・入院勧告等)や濃厚接触者等への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)を行う。(具体の対応については「5 医療」による。)

事業者への要請

県内未発生期に引き続き、関係課を通して、医療機関、薬局、社会福祉施設、学校、幼稚園・保育所・認定こども園、事業所に対し、感染対策の徹底及び当該感染症の症状が認められた従業員等の健康管理・受診の勧奨を要請する。

学校等への要請

県内未発生期に引き続き、関係課は、学校、保育所等の設置者に対し、学校、保育所等における臨時休業の基準に従い、学級閉鎖、学年閉鎖、休校等の措置を実施するよう要請する。

加えて、ウイルスの病原性・感染力等の状況を踏まえ、必要に応じて、次のような対応を指示又は要請するとともに、学校、保育所等における臨時休業の基準の見直しを検討する。

ア その学校、保育所等の児童生徒等(他人に感染させる恐れのある時期に登校していなかった者を除く。)が新型インフルエンザ等に感染したことを確認した場合には、直ちに、学校医(かかりつけの医療機関)や管轄の保健所と相談のうえ、当該学校、保育所等について自主的に臨時休業すること。その際の休業期間は7日間程度とし、その間に当該学校、保育所等の児童生徒等から新型インフルエンザ等の患者(疑似症患者を含む。以下同じ。)が新たに発生しなければ、学校医(かかりつけの医療機関)や管轄の保健所と相談のうえ休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。

イ さらに、感染拡大を防止するため必要があると認める場合(患者の感染経

路が確認できない場合、その発症前後の活動地域が広範に及ぶ場合、濃厚接触者が多数にわたる場合等)には、発症前後における新型インフルエンザ等の患者及びその濃厚接触者の活動地域や、児童生徒等の通学区域、生活検討を勘案して設定する一定の区域内に所在する全ての学校、保育所等に一斉休業を求めるので、その場合には、患者が未発生の学校、保育所等も、求められた期間中は臨時休業すること。

関係課は、病院、高齢者施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等の管理者に対して、同様の要請を行う。

集客施設に係る対応

県内未発生期に引き続き、関係課は、所管する集客施設等について、状況に応じた感染防止措置の実施と利用者等への基本的な感染予防策等の周知を指示又は要請する。

加えて、ウイルスの病原性・感染力等の状況を踏まえ、必要に応じて、次のような対応を要請する。

ア 当該集客施設の職員等が新型インフルエンザ等に感染したことが確認された場合又は新型インフルエンザ等に感染した患者にかかる疫学調査の結果、当該施設を利用し、そこで他の利用者や施設の職員等と濃厚接触したことが確認された場合には、直ちに産業医（かかりつけの医療機関）や管轄の保健所と相談のうえ対応を検討し、必要に応じて、自らの社会的責任として自主的に臨時休業等の措置をとること。

イ さらに、学校等の場合と同様に、感染拡大を防止するために必要があると認める場合には、発症前後における新型インフルエンザ等の患者及びその濃厚接触者の活動地域等を勘案して設定する一定の区域内に所在する全ての同種施設について一斉休業を求めるので、その場合には患者が利用していない施設も、求められた期間中は、原則、臨時休業すること。

その他社会的対応

ア 発生地域への移動自粛等

県内未発生期に引き続き、関係課は、所管する県民、事業者に対し、基本的な感染予防策等の励行を呼びかけるとともに、国内外の発生地域情報を提供し、同地域への旅行や出張の自粛を促す。

同様に、観光物産課及び国際課は、国内外の発生地域情報を県内の旅行者と共有し、同地域へのツアー旅行催行自粛等を要請する。

発生地域との間の人が行き来が想定される県主催の交流事業や観光客誘致事業等は、原則として中止又は延期とする。県以外が主催するものについても、関係課を通じ同様の対応を要請する。

イ イベント、会議等の開催自粛

関係課は、県主催のイベントや集会、会議等の開催を、原則として中止又は延期とする。県以外が主催するものについても、関係課を通じ同様の対応を要請する。

ウ 宿泊施設の対応

県内未発生期に引き続き、薬務衛生課と観光物産課は相互に連携して、熊本県観光連盟、各観光協会、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合等を通じて、旅館、ホテル等の宿泊施設に対して、宿泊客や従業者の新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合の対応の手順（ ）や体制を確認するよう要請する。

また、発生地域からの宿泊客について、健康状態の把握に努めるとともに、発生地域からの観光客誘客活動を自粛するよう併せて要請する。

感染が疑われる者が発生した場合における手順

所管の保健所等に連絡した上で医療機関を受診すること、当該施設の施設設備の消毒を行うこと 等

【保健所 / 地域振興局】

- ・ 上記の各事項について管内市町村も対応するよう指示を行う。
- ・ 学校、集客施設等からの相談に対応する。

(2) 渡航者対策

【健康危機管理課・関係課】

県民、事業者に対する周知

県内未発生期に引き続き、国が、不要不急の渡航延期を勧告した場合、県民や事業者に対し周知する。

海外への渡航者に対する注意喚起

国が、感染した恐れのある者に対し、不要不急の出国を自粛するよう勧告した場合には、国際課を通して、パスポート窓口における注意の喚起要請等を行う。

(3) 入国者対策

【健康危機管理課・関係課】

県内未発生期に引き続き、検疫所等との連携、感染者の密入国防止及び水際対策関係者に対する感染対策を行う。

【保健所 / 地域振興局】

県内未発生期に引き続き、熊本空港（国際線ターミナル）、八代港等における患者発生時には、健康危機管理課と連携して感染症指定医療機関等へ患者を移送する。（御船保健所、八代保健所等）

国は、検疫の強化について、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとなっている。

(4) 在留外国人支援

【健康危機管理課・関係課】

県内未発生期に引き続き、関係機関と連携した情報発信と相談対応整備を行う。

(5) 在外県民支援

【健康危機管理課・関係課】

県内未発生期に引き続き、情報収集、在外県民に対する周知及び留学生等への周知を行う。

(6) 予防接種

【健康危機管理課・関係課】

県内未発生期に引き続き、ワクチンの円滑な供給に向けた体制整備、特定接種や住民接種の実施に向けた支援又は準備、県民への周知に取り組む。

【保健所 / 地域振興局】

市町村において住民接種が始まった場合、市町村との連絡体制を密にして、住民接種が円滑に行われるよう、技術的な助言を行う等、必要な支援を行う。

なお、医療従事者の確保について問題が生じた場合は、郡市医師会等と連携し、圏域内で調整するよう努める。

(7) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応
 県内未発生期と同じ。(13 ~ 15 ページ)

5 医療

(1) 医療体制

県内未発生期に引き続き、次のとおり帰国者・接触者外来を設置し、必要な措置を講ずる。

また、新型インフルエンザ等のまん延により、従来の限定的な体制では対応が困難となると同時に、対策効果も上がらなくなることから、継続的な体制の整備と健康被害の最小化を図るため、医療体制を変更する。

【健康危機管理課】

引き続き、帰国者・接触者外来の設置趣旨、受診対象者、利用方法等について、県民等への周知を図る。

また、保健所からの報告を受け、帰国者・接触者外来の受診状況を把握する。

帰国者・接触者外来の場所は非公開（医療体制に関するガイドライン p137）

【保健所 / 地域振興局】

引き続き、帰国者・接触者外来設置医療機関の体制の確認等を行うとともに、一般の医療機関への情報提供・協力依頼（新型インフルエンザ等患者が、帰国者・接触者外来以外の一般の医療機関を受診する場合に備えた院内感染対策及び個人防護具準備等）を徹底する。

また、帰国者・接触者外来の受診状況等を定期的に健康危機管理課へ報告する。

さらに、疑い患者が発生した場合は、検体の搬送を行うとともに帰国者・接触者外来が感染症指定医療機関以外の場合は、疑い患者を感染症指定医療機関等へ移送する。加えて、国から示される調査要領に基づき濃厚接触者調査を実施する。

帰国者・接触者外来の中止について

次のような場合には、県、感染症指定医療機関の医師、県医師会で協議し、帰国者・接触者外来の中止の時期について検討する。

県内感染期に至ったと判断される場合

以下のような状態になった場合

- ・ 患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
 - ・ 帰国者・接触者外来の受診者数が増加し対応が困難になった状態
 - ・ 一般医療機関の外来で新型インフルエンザ等患者の発生数が増加した状態
- 隣接県で患者が多数発生するなどの状況から、帰国者・接触者外来を継続する意義が低下した場合
- 国が新型インフルエンザ等の病原性が低いと判断した場合

【健康危機管理課】

医療機関等への連絡

保健所、県医師会及び感染症指定医療機関に、帰国者・接触者外来の中止を連絡する。

保健所には、帰国者・接触者外来設置医療機関及び管内医療機関に対する連絡について、県医師会には会員への周知についてそれぞれ依頼する。

県民への周知

報道機関を通じて周知する。

市町村への連絡

住民に対する周知を依頼する。

【保健所 / 地域振興局】

帰国者・接触者外来への連絡

健康危機管理課からの連絡を受け、帰国者・接触者外来設置医療機関に対し、帰国者・接触者外来の中止の連絡を行う。

一般医療機関への連絡

健康危機管理課からの連絡を受け、郡市医師会と連携し、管内医療機関に対して、帰国者・接触者外来の中止(全医療機関での受診への移行)と各医療機関における適切な感染症防止措置の徹底等について連絡する。

(2) 患者への対応等

県内未発生期に引き続き、次のような対応を行う。 16～21 ページ参照。

【健康危機管理課、保健所 / 地域振興局】

受診指導

保健所及び健康危機管理課の相談窓口は、相談者が新型インフルエンザ等に感染している恐れがあると判断した時は、その者に対し、直接一般の医療機関を受診せず、あらかじめ電話等で連絡した上で、帰国者・接触者外来を受診するよう指導する。

患者・疑似症患者発生時における初動対応

保健所は、帰国者・接触者外来又はその他の医療機関において、新型インフルエンザ等の症例定義に基づき患者又は疑似症患者と診断された者について、検体の採取、保環研への連絡と検体の持ち込み、関係機関への連絡等を行う。

また、保環研からの検査結果の報告を受け、結果を患者、医療機関、健康危機管理課等に連絡する。

入院措置等

保健所は、新型インフルエンザ等と診断された患者に対しては、原則として、感染症法に基づき入院措置を行い、必要に応じて管内の感染症指定医療機関等に移送する。

なお、入院措置は、病原性が高い場合又は病原性に関する情報が限られ病原性が低いことが判明していない場合に実施する。

積極的疫学調査等

保健所は、新型インフルエンザ等の検査結果が陽性であった者の濃厚接触者等に対し、必要に応じ、積極的疫学調査、健康診断又は感染を防止するための協力要請を実施する。

【保健環境科学研究所】

新型インフルエンザ等のPCR検査を優先的に実施する。

なお、新型インフルエンザ等のPCR検査体制が整備されるまでの間は、新型インフルエンザ等のスクリーニング検査を優先的に実施することとし、スクリーニング検査が陽性の場合や感染が特に疑われる場合などは、感染研に確認検査を依頼する。

「全例に対するPCR検査による確定診断」の中止について

次のような場合には、「全例に対するPCR検査による確定診断」を中止する。

県内感染期に至ったと判断される場合
 患者数の増加、隣接県における患者の発生状況等に基づき、全ての新型インフルエンザ等患者に対する入院措置を中止した場合
 国が新型インフルエンザ等の病原性が低いと判断した場合

(3) 医療機関等への情報提供

20 ページ参照。

県内未発生期に引き続き、国から提供される新型インフルエンザ等の症例定義及び診断・治療等に資する情報を、保健所を通じ、医療機関、都市医師会等に迅速に提供する。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬

21 ページ参照。

【健康危機管理課・薬務衛生課】

健康危機管理課は、県内未発生期に引き続き、保健所に対し、医療機関における抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の適切な実施に係る周知及び保健所長による抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の適切な実施について要請する。

併せて、県医師会への情報提供を行い、必要な協力を要請する。

薬務衛生課は、医療機関に対し抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用について要請するとともに、医薬品卸業協会に対し安定流通を確保するよう要請する。

【保健所 / 地域振興局】

県内未発生期に引き続き、管内の医療機関に対して予防投与の適切な実施について周知するとともに、濃厚接触者に対する予防投与を適切に行う。

- (5) 病原性が低い新型インフルエンザへの対応
県内未発生期と同じ。(22 ページ)

- (6) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応
県内未発生期と同じ。(22~23 ページ)

6 県民生活・経済の安定

- (1) 指定地方公共機関等との連携

【健康危機管理課】

事業者の事業継続

関係課を通じ、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請するとともに、状況に応じて事業継続のため必要な措置を実行するよう促す。

指定地方公共機関その他の団体等に対する情報提供

県内未発生期に引き続き、指定地方公共機関及び新型インフルエンザ等対策協議会の構成団体等に対し、新型インフルエンザ等の発生状況及び県の対策について、県の専用ホームページ等を通じて情報を提供し、感染予防対策を勧奨する。

- (2) 市町村の遺体火葬・安置に係る要請
県内未発生期と同じ。(23 ページ)

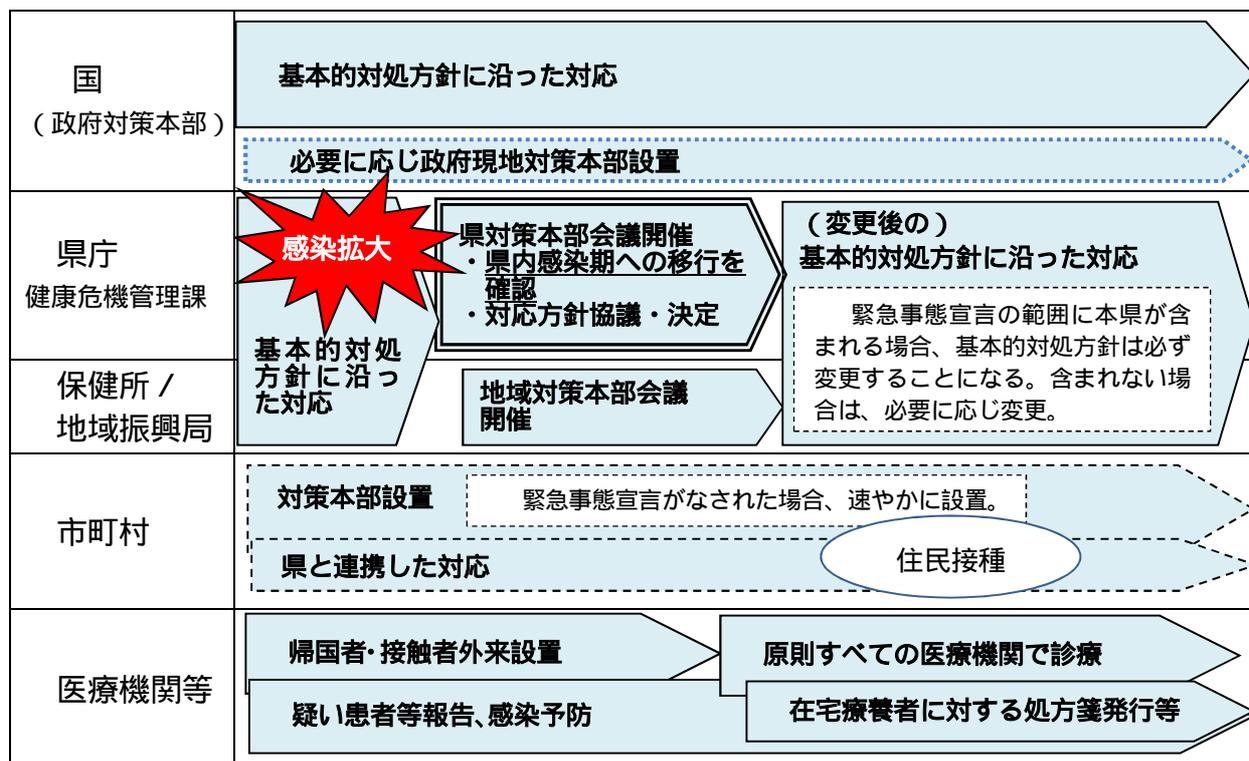
- (3) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応
県内未発生期と同じ。(23~24 ページ)

県内感染期

1 実施体制

【「県内感染期」の国・県・保健所等の動き】

取組みの主眼を、感染拡大防止から被害軽減に切り替え、医療体制の維持や社会活動の継続を目指す。状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。



(1) 会議の開催

【健康危機管理課】

熊本県新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

県内において、新型インフルエンザ等患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態となり「県内感染期」に移行したことを確認するとともに、各部局で情報の共有を行い今後の対応等について協議するため、県対策本部会議を開催する。

- ・ 日時：秘書グループと日程調整し、速やかに決定
- ・ 場所：知事応接室
- ・ 内容：県内の新型インフルエンザ等発生状況（県内感染期への移行）の確認
県の具体的な対応方針に係る協議、決定（必要に応じ基本的対処方針を変更）
- ・ 案内：対策本部員等(各部局長、筆頭課長、担当者)に対し、電子メールにより開催通知を送信

必要に応じ、各部筆頭課等も対策本部会議に参加

基本的対処方針に基づき、必要に応じて「運用方針」を定めることとする
「運用方針」の決定については、幹事会の活用を検討する

保健所への情報提供

各保健所（熊本市を含む）に対し、県対策本部会議での協議概要等に関する情報を提供する。

- ・電子メール等により適時実施
- ・職員グループウェアシステム（共用キャビネット）へ掲載（随時更新）

市町村への情報提供

基本的対処方針を変更した場合又は市町村に対して各種要請を行う場合においては、直接、市町村に電子メール等で通知する。（保健所には写しを送信）

【保健所 / 地域振興局】

地域対策本部会議の開催＜県対策本部会議終了後速やかに開催＞

地域対策本部会議を開催し、県の基本的対処方針の内容を確認するとともに、地域における当面の具体的な取組みについて協議する。

- ・日時：総務振興課等と日程調整により決定
- ・場所：地域振興局会議室等
- ・内容：新型インフルエンザ等発生状況の確認

県対策本部会議で決定した本県の具体的対応方針の確認

市町村との役割分担と協力体制等についての協議、情報交換に向けた検討

健康危機管理課への報告

地域対策本部会議の終了後、地域対策本部会議の結果を健康危機管理課へメールで報告する。（会議次第、出席者名簿等）

（２）政府現地対策本部の設置

県内発生早期と同じ。（26 ページ）

（３）市町村対策本部の設置

県内発生早期と同じ。（26 ページ）

（４）体制の整備

県内発生早期と同じ。（26 ページ）

（５）本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応

上記の対策及び県内発生早期に本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応（27 ページ）に加え、必要に応じ、次の対策を実施する。

【保健所 / 地域振興局】

市町村が行う新型インフルエンザ等緊急事態措置が円滑に実施できるよう必要な助言を行うとともに、市町村における緊急事態措置の実施状況について、適時、健康危機管理課へ報告を行う。

【健康危機管理課】

県が緊急事態措置を行うことができなくなった場合の対策

新型インフルエンザ等のまん延により本県のみで新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施することができなくなり、特別措置法第39条の規定に基づき他の都道府県に応援の要請を求めると判断したとき、又は応援の要請を行なおうとするときには、その内容について協議し、決定するた

め、県対策本部会議を開催する。

指定行政機関等職員の派遣要請

緊急事態措置の実施のため必要があるときは、特別措置法第40条の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関又は特定地方公共団体に対し職員の派遣を要請する。

市町村に対する支援

市町村が県に対して、特別措置法第38条の規定に基づく緊急事態措置の全部又は一部の実施の要請、第40条の規定に基づく応援の要請又は第41条の規定に基づく事務の委託に係る協議を行った場合は、関係課と連携し速やかに対応を行う。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

【健康危機管理課・関係課】

県内発生早期に引き続き、関係課の協力により、次のような情報を入手する。

また、各部筆頭課等に対し、所属職員の罹患状況のほか、関係機関・団体の職員の罹患状況や対応状況も確認し、随時、健康危機管理課へ報告を行うよう要請する。

区分	関係課	収集する情報
新型インフルエンザ等の情報		<ul style="list-style-type: none"> 県内外の新型インフルエンザ等発生状況 各省庁、発生都道府県等の対応方針、対応状況 県内外の経済社会への影響状況 新型インフルエンザ等の特性等に関する情報 国が発出する流行期情報
薬品等の情報	薬務衛生課	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンの有効性、安全性等 医療用新型インフルエンザ等防護具（サージカルマスク、手袋等）の流通状況
市町村行政への影響	市町村課	<ul style="list-style-type: none"> 市町村職員の罹患状況及び市町村行政の執行状況
交通機関の状況	交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> 県内外の公共交通機関の運行状況
福祉・医療への影響	高齢者支援課、障がい者支援課、医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設における発生状況と臨時休業の状況 医療機関の状況
ライフラインへの影響	危機管理防災課	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、上下水道、通信の状況
生活必需品の需給に関する情報	消費生活課	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需品の物価動向に関する情報
教育への影響	教育政策課、私学振興課、子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、小中高等学校、国公立大学、私立学校等の対応状況

経済への影響	商工政策課	・事業者の対応状況（臨時休業等） ・企業活動への影響状況
イベントの開催状況	各関係課	・イベントの開催状況
その他	危機管理防災課	・その他必要な情報

【保健所 / 地域振興局】

市町村の協力により、管内の県民生活への影響等に係る情報を収集し、健康危機管理課に報告する。

(2) サーベイランス

【健康危機管理課】

新型インフルエンザ等の発生により強化していたサーベイランスを中止する。

中止するサーベイランス

- ・新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握
- ・報告施設対象を拡大した学校等（大学・短大）におけるサーベイランス
- ・患者全数把握等で対象者を拡大したウイルスサーベイランス
- ・死亡者・重症患者の状況把握（状況によっては継続）
- 継続するサーベイランス（平時から実施しているもの）
- ・患者発生サーベイランス（インフルエンザ定点医療機関報告）
- ・入院患者サーベイランス（基幹定点医療機関報告）
- ・ウイルスサーベイランス
- ・学校等におけるサーベイランス

平成21年（2009年）から平成22年（2010年）の新型インフルエンザ発生時には、県内感染期から小康期にかけて、クラスター（集団発生）サーベイランス（医師、学校の設置者、社会福祉施設等が、新型インフルエンザが集団的に発生している疑いがあると判断した場合に、最寄りの保健所へ連絡。）を実施。

【保健所 / 地域振興局】

県内発生早期に引き続き、感染症サーベイランスシステム（NESID）を利用した報告等を実施する。

3 情報提供・共有

(1) 相談窓口の設置

【健康危機管理課、保健所 / 地域振興局】

県内発生早期と同じ。（28 ページ）

(2) 情報提供

県内発生早期に引き続き、県内の発生状況や学校等の臨時休業、イベントの中止等に関する情報を迅速に提供するとともに、対策の重点や医療体制の変更に關する情報を提供し、県民や事業者に必要な対応を促す。

【健康危機管理課・広報グループ】

県民への情報提供

広報グループと連携し、次の事項について、県民に対して迅速かつ一元的に情報を提供する。

また、医療機関に対しても、同様に必要な情報を迅速かつ一元的に提供する。

項目	内容
一般的、基本的な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する基礎知識 ・ 食品の安全に関する正確な情報 ・ 全国的な発生動向、対応状況等
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需品の需給動向等 ・ 公共交通機関の運行状況 ・ 学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催（中止）等の状況 ・ 医療機関等の状況（新型インフルエンザ等の外来診療を行う医療機関等）
県民、事業者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内外の発生地域への旅行・出張の自粛、イベント等開催の自粛 ・ 職場や家庭における注意事項 ・ 集客施設の営業自粛、その他感染拡大防止のために事業者が自主的に行うべき対応
県内での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生状況の推移と終息の見通し

保健所、本部構成員等への情報提供

保健所をはじめ本部構成員や医療関係団体、指定地方公共機関等に対して、メーリングリストを活用するなど省力化し情報を提供する。

【庁内関係課】

県内発生早期に引き続き、関係課は、健康危機管理課と情報共有を図りながら、関係する県民等に対する情報提供を行うものとする。

県内発生早期と同じ（30 ページ）

【保健所 / 地域振興局】

- ・ 県内発生早期に引き続き、健康危機管理課から情報を収集し、地域振興局内で共有化する。
- ・ 必要に応じ都市医師会や医療機関へ説明等を実施する。

（3）情報共有

【健康危機管理課・保健所】

- ・ 県内発生早期に引き続き、県が実施する対策の実施理由、プロセス等に係る県・市町村間の情報共有は、健康危機管理課が保健所へ当該事項を記載したメールを送信し、保健所がこれを確認したうえで市町村にメールを送信することにより行う。
- ・ その他、保健所においては、地域対策協議会等の方法により、管内市町村との情報共有を図る。

4 予防・まん延防止

(1) まん延防止対策

【健康危機管理課・関係課】

県民等への感染防止対策の勧奨

県内未発生期に引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人込みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染症対策等を勧奨する。

患者や濃厚接触者等への対応

ア り患した患者については、症状が軽快しても感染力がなくなるまで外出しないように呼びかけを継続する。

イ 濃厚接触者を特定しての外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導等の対応を中止する。

ウ 濃厚接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については原則として中止とする。ただし、国が患者の同居者に対する予防投与を継続すると判断した場合等においては、引き続き、該当の者に対する予防投与について継続実施を要請する。

事業者への要請

県内発生早期に引き続き、関係課を通して、医療機関、薬局、社会福祉施設、学校、幼稚園・保育所・認定こども園、事業所に対し、感染対策の徹底及び当該感染症の症状が認められた従業員等の健康管理・受診の勧奨を要請する。

学校等への要請

県内発生早期に引き続き、関係課は、学校、保育所等の設置者に対し、学校、保育所等における臨時休業の基準に従い、学級閉鎖、学年閉鎖、休校等の措置を実施するよう要請する。

加えて、ウイルスの病原性・感染力等の状況を踏まえ、必要に応じて、次のような対応を指示又は要請するとともに、学校、保育所等における臨時休業の基準の見直しを検討する。

ア その学校、保育所等の児童生徒等（他人に感染させる恐れのある時期に登校していなかった者を除く。）から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、ひとまず7日間（病原性が低い新型インフルエンザの場合は3日間）程度、当該児童生徒等の属する学級について、学校医（かかりつけの医療機関）や管轄の保健所と相談のうえで自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

- ・ 閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や学校、保育所等全体の閉鎖（臨時休業）も検討、実施すること。
- ・ 客観的な状況から見て、学級外での手段行動（クラブ活動、地域活動等）で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等においては、当該集団行動を当面自粛する（よう要請する）に留め、学級閉鎖等は行わないこととしてよいこと。
- ・ り患すると重症化する恐れのある人が何人もいるような学級等については、感染が1人しか確認されていない段階で学級閉鎖等を行ってもよいこと。
- ・ 学級等の閉鎖を行った7日間（病原性が低い新型インフルエンザ等の場合は3日間）に新型インフルエンザ等の患者が新たに発生しなければ、学校医（かかりつけの医療機関）や管轄の保健所と相談のうえで閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

イ さらに、特定の地域に所在する学校、保育所等で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての学校、保育所等に一斉休業を求め、その場合には、患者が未発生の学校、保育所等も、求められた期間中は臨時休業すること。

関係課は、病院、高齢者施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等の管理者に対して、同様の要請を行う。

集客施設に係る対応

県内発生早期に引き続き、関係課は、所管する集客施設等について、状況に応じた感染防止措置の実施と利用者等への基本的な感染予防策等の周知を指示又は要請する。

加えて、ウイルスの病原性・感染力等の状況を踏まえ、必要に応じて、次のような対応を要請する。

ア 当該集客施設の職員等が新型インフルエンザ等に感染したことが確認された場合又は新型インフルエンザ等に感染した患者にかかる疫学調査の結果、当該施設を利用し、そこで他の利用者や施設の職員等と濃厚接触したことが確認された場合には、直ちに産業医（かかりつけの医療機関）や管轄の保健所と相談のうえ対応を検討し、必要に応じて、自らの社会的責任として自主的に臨時休業等の措置をとること。

イ さらに、学校等の場合と同様に、感染拡大を防止するために必要があると認める場合には、発症前後における新型インフルエンザ等の患者及びその濃厚接触者の活動地域等を勘案して設定する一定の区域内に所在する全ての同種施設について一斉休業を求め、その場合には患者が利用していない施設も、求められた期間中は、原則、臨時休業すること。

その他社会的対応

ア 発生地域への移動自粛等

県内発生早期に引き続き、関係課は、所管する県民、事業者に対し、基本的な感染予防策等の励行を呼びかけるとともに、国内外の発生地域情報を提供し、同地域への旅行や出張の自粛を促す。

同様に、観光物産課及び国際課は、国内外の発生地域情報を県内の旅行業者と共有し、同地域へのツアー旅行催行自粛等を要請する。

発生地域との間の人の行き来が想定される県主催の交流事業や観光客誘致事業等は、原則として中止又は延期とする。県以外が主催するものについても、関係課を通じ同様の対応を要請する。

イ イベント、会議等の開催自粛

関係課は、県主催のイベントや集会、会議等の開催を、原則として中止又は延期とする。県以外が主催するものについても、関係課を通じ同様の対応を要請する。

ウ 宿泊施設の対応

県内発生早期に引き続き、薬務衛生課と観光物産課は相互に連携して、熊本県観光連盟、各観光協会、熊本県旅館ホテル生活衛生同業組合等を通じて、旅館、ホテル等の宿泊施設に対して、宿泊客や従業員の新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合の対応の手順（ ）や体制を確認するよう要請する。

また、発生地域からの宿泊客について、健康状態の把握に努めるとともに、発生地域からの観光客誘客活動を自粛するよう併せて要請する。

感染が疑われる者が発生した場合における手順
所管の保健所等に連絡した上で医療機関を受診すること、当該施設
の施設設備の消毒を行うこと 等

【保健所 / 地域振興局】

- ・ 上記の各事項について管内市町村も対応するよう指示を行う。
- ・ 学校、集客施設等からの相談に対応する。

(2) 渡航者対策

【健康危機管理課・関係課】

県内発生早期と同じ。(33 ページ)

(3) 入国者対策

【健康危機管理課・関係課】

県内発生早期に引き続き、検疫所等との連携、感染者の密入国防止及び水際対策関係者に対する感染対策を行うが、検疫所等の対応に応じ、適宜、対策を縮小する。

【保健所 / 地域振興局】

県内発生早期に引き続き、熊本空港(国際線ターミナル)、八代港等における患者発生時には、健康危機管理課と連携して感染症指定医療機関等へ患者を移送する。(御船保健所、八代保健所等)

国は、検疫の強化について、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小することとなっている。

(4) 在留外国人支援

【健康危機管理課・関係課】

県内発生早期に引き続き、関係機関と連携した情報発信と相談対応整備を行う。

(5) 在外県民支援

【健康危機管理課・関係課】

県内発生早期に引き続き、情報収集、在外県民に対する周知及び留学生等への周知を行う。

(6) 予防接種

【健康危機管理課・関係課】

県内発生早期に引き続き、ワクチンの円滑な供給に向けた体制整備、特定接種や住民接種の実施に向けた支援又は準備、県民への周知に取り組む。

【保健所 / 地域振興局】

県内発生早期に引き続き、市町村において住民接種が始まった場合、市町村との連絡体制を密にして、住民接種が円滑に行われるよう、技術的な助言を行う等、必要な支援を行う。

なお、医療従事者の確保について問題が生じた場合は、郡市医師会等と連携し、圏域内で調整するよう努める。

(7) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応
 県内未発生期と同じ。(13~15ページ)

5 医療

(1) 患者への対応等

新型インフルエンザ等の患者増加に対応して、次のような対応を行う。

【健康危機管理課、保健所/地域振興局】

受診指導

保健所及び健康危機管理課の相談窓口は、相談者に対して、帰国者・接触者外来の中止により、原則としてすべての医療機関において診察を行うが、感染拡大防止のため、有症者は事前に医療機関に連絡し、その指示（来院時間の指定、来院時のマスク着用、専用入口・待合室の使用など）に従って受診するよう指導する。

入院措置等

感染症法に基づき実施する新型インフルエンザ等患者を隔離することを目的とした入院措置は中止することとし、健康危機管理課は保健所を通じ、感染症指定医療機関をはじめ管内医療機関に対し、次のような対応を要請する。

- ・ 軽症の患者には、隔離目的の入院措置は中止するとともに在宅療養を指示し、必要に応じてその支援を行うこと。
- ・ 重症の患者には、感染症指定医療機関のほか、その入院受け入れが可能な病床を有する医療機関への入院を指示すること。

【健康危機管理課・関係課、保健所/地域振興局】

在宅療養者に対する処方箋発行

関係課と連携し、国が示す対処方針に基づき、医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて周知を行う。

診療継続に向けた取組み

関係課及び保健所と連携し、医療機関における人的影響及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう、必要な調査と調整を行う。

状況によっては、医療機関以外の公的施設等で一時的に診療を提供することとし、市町村や県医師会等に対し、そのための協力を要請する。

【保健環境科学研究所】

全例に対するPCR検査による確定診断を中止し、集団感染の恐れがある場合等において確認検査を行う。

(2) 医療機関等への情報提供

【健康危機管理課】

県内発生早期に引き続き、国から提供される新型インフルエンザ等の症例定義及び診断・治療等に資する情報を、保健所を通じ、医療機関、郡市医師会等に迅速に提供する。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬

【健康危機管理課・薬務衛生課】

健康危機管理課は、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について次のとおり対応する。

- ・ 患者の同居者以外の濃厚接触者への予防投与は中止する。
- ・ 患者の同居者については、それまでの予防投与の効果を評価したうえで、効果や必要性が認められた場合は、予防投与を継続する。
- ・ 十分な感染防護措置を行わずに患者と濃厚接触した医療従事者や対策関係者については、予防投与を継続する。

健康危機管理課は、医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬についても、慢性疾患患者には、ファクシミリ等により処方箋を発行できる体制をとるよう促す。

健康危機管理課は、薬務衛生課と連携し、必要に応じ、県医師会、県薬剤師会、医薬品卸業協会等と会議を開催し、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給について協議する。

薬務衛生課は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に必要な量が供給されているか確認する。

健康危機管理課は、薬務衛生課と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の流通量が一定以下になったことを確認したときは、県備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬を医薬品卸業者に販売する。

健康危機管理課は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量が一定以下になったことを確認したときは、国に対し国備蓄分の放出を要請する。

【保健所 / 地域振興局】

管内の医療機関に対して予防投与の中止等について周知するとともに、十分な感染防護措置を行わずに患者と濃厚接触した医療従事者や対策関係者に対する予防投与を適切に行う。

(4) 病原性が低い新型インフルエンザへの対応

県内未発生期と同じ。(22 ページ)

(5) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応

上記の対策に加え、次のとおり「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を講ずる。

【健康危機管理課】

医療等の提供体制の確保(医療機関等への要請)

医療等の提供体制を確保するための措置として、医療機関及び医薬品等卸売事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、自ら定めた事業計画の定めるところにより次の項目を実施するよう要請する事務手続きを速やかに行う。

- ア 医療機関である指定地方公共機関への要請
- ・ 開業時間の延長
 - ・ 院内感染防止措置のさらなる徹底
 - ・ その他必要な措置
- イ 医薬品・医療品等卸売事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への要請
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬、ワクチン、防護敷材等の県内流通量の確保
 - ・ 上記薬品、物品の配送体制の整備
 - ・ その他必要な措置
- 医療等の提供体制の確保（臨時の医療施設の設置）
- 患者の発生状況、医療機関の診療処理状況をみて、臨時の医療施設の設置について、その必要性を判断する。
- 県対策本部会議の開催
- 医療等の提供体制の確保措置について協議し、決定するために、県対策本部会議を開催する。
- 公表及び通知
- 県対策本部会議での決定を受けて、医療等の供給体制の確保措置について、広く県民に対して公表を行う。
- 公表に当たっては、マスコミに協力を要請するとともに、県ホームページへの掲載、地域振興局や市町村窓口への掲出等、あらゆる方法で行う。
- また、 の医療機関及び医療品等卸売事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する要請は文書の発出により行う。
- を除き、県内未発生期（22～23ページ）と同じ。

6 県民生活・経済の安定

（1）指定地方公共機関等との連携

【健康危機管理課】

事業者の事業継続

県内発生早期に引き続き、関係課を通じ、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう要請するとともに、状況に応じて事業継続のため必要な措置を実行するよう促す。

指定地方公共機関その他の団体等に対する情報提供

県内発生早期に引き続き、指定地方公共機関及び新型インフルエンザ等対策協議会の構成団体等に対し、新型インフルエンザ等の発生状況及び県の対策について、県の専用ホームページ等を通じて情報を提供し、感染予防対策を勧奨する。

（2）生活必需品の確保

【健康危機管理課・関係課】

マスク・消毒薬等

健康危機管理課は、関係課と連携し、マスク、消毒薬等が県内で品薄状態になったときは、次のように対応する。

- ・ 県内の関連業者の在庫状況聴取し、県内の流通在庫を把握する
- ・ 県内の関連業者に対し、品薄状態の地域への供給が確保されるよう、在庫の調整（放出）を要請する

日用品

- ア 健康危機管理課は、関係課と連携し、県民生活に欠かせない日用品が店頭で不足するようであれば、関係する事業者団体等に対して、在庫の供出等により日用品の安定供給を確保するよう依頼する。また、災害等の物資提供に関する協定を締結している量販店等に対し、食料を含む不足物資の確保及び適正価格での県民への提供を要請する。
- イ 健康危機管理課は、関係課と連携し、小売業者の団体等に対し、衛生関連その他の日用品について製造業者等への迅速な発注及び消費者への安定供給への協力を依頼する。
- ウ 健康危機管理課は、関係課と連携し、日用品の買い占めが発生していないか、店頭状況の実態調査を開始する。また、「生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する緊急措置法」に基づく今後の対応について、経済産業省と協議する。

食料品（消費者への対応）

- ア 健康危機管理課は、新型インフルエンザ等が発生した影響で食品流通が滞ったり、特定の食品に風評被害が発生したりするようであれば、関係課と連携し、消費生活センターを通じ、消費者に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、関係課と連携し、関係団体を通じて食品販売事業者等に対して、消費者に正確な情報を周知するよう要請する。
- イ 健康危機管理課は、関係課と連携し、消費者等に対して風評等への冷静な対応を呼びかけるとともに、農協、漁協等の関係団体に対し、食料への風評に係る事実や食料の出荷・販売の実情について、消費者に正確な情報を提供するよう要請する。

食料品（流通対策）

- ア 健康危機管理課は、関係課と連携し、関係団体を通じて食品の製造・卸・小売の各事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報を迅速かつ継続的に連絡し、食品の製造業者及び卸業者には早期出荷等による安定供給を、食品の小売業者には売り惜しみや便乗値上げの防止を、それぞれ要請する。
- イ 健康危機管理課は、関係課と連携し、農協、漁協等の関係団体を通じ、農業者、漁業者等に対して、早期出荷、前倒し出荷、県内の直売所や量販店等（県内消費者向け）への優先出荷等を実施するよう要請する。

（３）本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応
上記の対策に加え、必要に応じ、次のとおり「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を講ずる。

【健康危機管理課・関係課】

緊急物資の輸送等

ア 食料品等の運送要請

関係課と連携し、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の運送を要請する手続きを行う。

イ 医薬品・医療機器の配送要請

関係課と連携し、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する手続きを行う。

物資の売渡しの要請等

関係課と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資について、所有者に対して売渡しを要請する手続き、物資を取り扱う事業者に対して保管を命ずる手続きを行う。

また、正当な理由がないのに売渡しをしない場合は、収用手続きを行う。

生活関連物資等の価格の安定等

関係課と連携し、消費者物価の監視を強化するとともに、生活に関連が高い品目について、高騰が生じていると認められる場合は、必要な措置をとる。

また、必要に応じ、市町村等と連携し、県民に対する相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

要介護者への生活支援

関係課と連携し、要介護者への支援について、市町村に要請を行い、市町村と連携を図って必要な措置を行う。

埋葬・火葬の特例等

関係課と連携し、新型インフルエンザ等による死者の状況により、適切な埋葬・火葬の特例措置を実施する。

県対策本部会議の開催

県民生活・経済の安定に関する措置について協議し、決定するために、県対策本部会議を開催する。

公表及び通知

県対策本部会議での決定を受けて、県民生活・経済の安定に関する措置について、広く県民に対して公表を行う。

公表に当たっては、マスコミに協力を要請するとともに、県ホームページへの掲載、地域振興局や市町村窓口への掲出等、あらゆる方法で行う。

及び を除き、県内未発生期（23～24 ページ）と同じ。

【県警・関係課】

犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。知事部局関係課は、必要に応じ、県警と連携して広報啓発活動を推進する。

県内未発生期と同じ。（24 ページ）

小康期

1 実施体制

【「小康期」の国・県・保健所等の動き】

県民生活と経済の回復を図り、流行の第二波に備えるため、第一波に関する評価を行うとともに、第一派による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。

国 (政府対策本部)	対策本部 廃止	
県庁 健康危機管理課	対策本部 廃止	対策推進本部に引き継ぎ、必要な対策を検討
保健所 / 地域振興局	地域対策 本部廃止	
市町村	対策本部 廃止	県と連携した対応 住民接種
医療機関等		通常の診療体制に移行

(1) 会議の開催・体制の縮小

【健康危機管理課】

熊本県新型インフルエンザ等対策本部会議の開催

次の場合に、今後の対応等について協議するため、県対策本部会議を開催する。

ア 政府が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び新型インフルエンザ等対策の縮小、中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したとき。

イ 緊急事態解除宣言が出されたとき。

ウ 政府対策本部が廃止されたとき。

- ・日時：秘書グループと日程調整し、速やかに決定

- ・場所：知事応接室

- ・内容：県内の新型インフルエンザ等発生状況の確認

県の具体的な対応方針に係る協議、決定

- ・案内：対策本部員等(各部局長、筆頭課長、担当者)に対し、電子メールにより開催通知を送信

必要に応じ、各部筆頭課等も対策本部会議に参加

県対策本部の廃止

政府対策本部が廃止されたときは、県対策本部を廃止し、その後の対応を推進

本部に引き継ぐ。

保健所への情報提供

各保健所（熊本市を含む）に対し、県対策本部会議での協議概要等に関する情報を提供する。

- ・電子メール等により適時実施
- ・職員グループウェアシステム（共用キャビネット）へ掲載（随時更新）

【保健所 / 地域振興局】

地域対策本部会議の開催＜県対策本部会議終了後速やかに開催＞

地域対策本部会議を開催し、県の基本的対処方針の内容を確認するとともに、地域における当面の具体的な取組みについて協議する。

- ・日時：総務振興課等と日程調整により決定
- ・場所：地域振興局会議室等
- ・内容：新型インフルエンザ等発生状況の確認

県対策本部会議で決定した本県の具体的対応方針の確認

市町村との役割分担と協力体制等についての協議、情報交換に向けた検討

健康危機管理課への報告

地域対策本部会議の終了後、地域対策本部会議の結果を健康危機管理課へメールで報告する。（会議次第、出席者名簿等）

（２）市町村対策本部の廃止

【保健所 / 地域振興局】

非常事態解除宣言が廃止されたときは、速やかに市町村対策本部を廃止することとされているため、管内市町村に対し解散を要請する。

（３）体制の縮小

【健康危機管理課・健康福祉政策課・人事課等】

新型インフルエンザ等発生時における熊本県庁事業継続計画（熊本県知事部局BCP）に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る業務量の減少に伴い当該業務に従事する人員の削減を行う。

（４）対策の評価・見直し

【健康危機管理課・関係課】

健康危機管理課及び関係課は、次の流行に備え、これまでに実施した対策を評価し、その結果に基づき、行動計画や対応マニュアルの見直しを行う。

【保健所 / 地域振興局】

保健所・地域振興局は、次の流行に備え、これまでに実施した対策を評価し、その結果に基づき、新型インフルエンザ医療計画等の見直しを行う。

2 サーベイランス・情報収集

（１）情報収集

【健康危機管理課・関係課】

県内感染期に引き続き、関係課の協力により、次のような情報を入手することを基本とするが、状況により縮小する。

また、県内感染期に各部筆頭課等へ要請していた、所属職員の罹患状況、関係機関・団体の職員の罹患状況・対応状況に係る報告についても、状況により縮小する。

区分	関係課	収集する情報
新型インフルエンザ等の情報		<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の新型インフルエンザ等発生状況 ・各省庁、発生都道府県等の対応方針、対応状況 ・県内外の経済社会への影響状況 ・新型インフルエンザ等の特性等に関する情報 ・国が発出する流行期情報
薬品等の情報	薬務衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンの有効性、安全性等 ・医療用新型インフルエンザ等防護具（サージカルマスク、手袋等）の流通状況
市町村行政への影響	市町村課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員の罹患状況及び市町村行政の執行状況
交通機関の状況	交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外の公共交通機関の運行状況
福祉・医療への影響	高齢者支援課、障がい者支援課、医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設における発生状況と臨時休業の状況 ・医療機関の状況
ライフラインへの影響	危機管理防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、上下水道、通信の状況
生活必需品の需給に関する情報	消費生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品の物価動向に関する情報
教育への影響	教育政策課、私学振興課、子ども未来課	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小中高等学校、国公立大学、私立学校等の対応状況
経済への影響	商工政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の対応状況（臨時休業等） ・企業活動への影響状況
イベントの開催状況	各関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの開催状況
その他	危機管理防災課	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要な情報

【保健所 / 地域振興局】

県内感染期に引き続き、市町村の協力により、管内の県民生活への影響等に係る情報を収集し、健康危機管理課に報告する。

(2) サーベイランス

【健康危機管理課】

新型インフルエンザ等の発生により強化していたサーベイランスを中止する。

再開するサーベイランス

- ・報告施設対象を拡大した学校等（大学・短大）におけるサーベイランス

- 継続するサーベイランス（平時から実施しているもの）
- ・患者発生サーベイランス（インフルエンザ定点医療機関報告）
 - ・入院患者サーベイランス（基幹定点医療機関報告）
 - ・ウイルスサーベイランス
 - ・学校等におけるサーベイランス

【保健所 / 地域振興局】

引き続き、感染症サーベイランスシステム（NESID）を利用した報告等を実施する。

3 情報提供・共有

（１）相談窓口の設置

【健康危機管理課、保健所 / 地域振興局】

まん延状態の終息に伴い、県民からの相談は減少することが想定されるため、国からの縮小要請等を踏まえ、相談体制を縮小する。

第二波に対する県民の不安に対応するため、当分の間、縮小した体制で相談窓口は存続させる。

（２）情報提供

まん延の終息状況や学校等の休業解除等に関する情報を積極的に提供し、県民や事業者に活動再開を促すとともに、これまでの対応を総括・評価して、次の流行に備えた対策・準備の必要性を啓発する。

【健康危機管理課・広報グループ】

県民への情報提供

広報グループと連携し、次の事項について、県民に対して迅速かつ一元的に情報を提供する。

また、医療機関に対しても、同様に必要な情報を迅速かつ一元的に提供する。

項目	内容
一般的、基本的な情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する基礎知識 ・ 食品との関連についての正確な情報 ・ 全国的な発生動向、対応状況等
生活関連情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活必需品の需給動向等 ・ 公共交通機関の運行状況 ・ 学校や福祉施設、集客施設の臨時休業の解除、イベントの開催等の状況 ・ 医療機関等の状況
県民、事業者への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行・出張、外出、集会等の自粛解除 ・ 県外に流行地がある場合は、当該地域への旅行・出張については引き続き自粛を要請 ・ 新たな流行に対する職場や家庭における備え
観光客への呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ まん延が終息し、通常通りとなった県内観光地の状況
県内での発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のまん延の終息状況

保健所、本部構成員等への情報提供

保健所をはじめ本部構成員や医療関係団体、指定地方公共機関等に対して、メーリングリストを活用するなど省力化し情報を提供する。

【庁内関係課】

県内感染期同様、関係課は、健康危機管理課と情報共有を図りながら、関係する県民等に対して必要な情報提供を行うものとする。

【保健所 / 地域振興局】

- ・ 県内感染期に引き続き、健康危機管理課から情報を収集し、地域振興局内で共有化する。
- ・ 必要に応じ郡市医師会や医療機関へ説明等を実施する。

(3) 情報共有

【健康危機管理課・保健所】

- ・ 県内感染期に引き続き、県が実施する対策の実施理由、プロセス等に係る県・市町村間の情報共有は、健康危機管理課が保健所へ当該事項を記載したメールを送信し、保健所がこれを確認したうえで市町村にメールを送信することにより行う。
- ・ その他、保健所においては、必要に応じ、地域対策協議会開催等の方法により、管内市町村と第二波発生等に備えた情報共有を図る。

4 予防・まん延防止

(1) まん延防止対策

【健康危機管理課・関係課】

事業者への要請

県内感染期に行っていた対策（症状が認められた従業員等の健康管理・受診の勧奨等）の解除・停止と、第二波発生に備えた平時における対応の継続を要請する。

学校等への要請

地域的な一斉休業の要請（県内感染期の4（1）イを参照）を受けて行っている学校、保育所等の臨時休業は、次の手順により順次解除していくものとする。

なお、自主的な学級閉鎖等（県内感染期の4（1）アを参照）については、学級閉鎖等を行った期間に新たな患者が発生しなければ、学校医（かかりつけの医療機関）や管轄の保健所と相談のうえで閉鎖を解除することになる。

ア 関係課は、当該学校等からの発生状況報告や県内の発生状況等を勘案しつつ、学校、保育所等の設置者及び関係機関と臨時休業の解除時期及び解除後の対応について協議を行う。

イ 当該学校等は、上記の協議結果を踏まえ、適切な時期に臨時休業を解除する。

関係課は、病院、高齢者施設等、基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等の管理者に対して、同様の対応を行う。

また、

集客施設に係る対応

地域的な一斉休業の要請（県内感染期の4（1）イを参照）を受けて行っている集客施設の臨時休業は、次の手順により順次解除していくものとする。

なお、自主的な施設閉鎖等（県内感染期の4（1）アを参照）については、産業医（かかりつけ医）や管轄の保健所と相談のうえで閉鎖を解除することになる。

ア 関係課は、県内の発生状況等を勘案しつつ、その所管集客施設や関係機関と臨時休業の解除時期及び解除後の対応について協議を行う。

イ 当該施設は、上記の協議結果を踏まえ、適切な時期に臨時休業を解除する。

その他社会的対応

関係課は、県内の発生状況等を勘案すれば旅行や出張、集会、外出等の自粛は必要ないと判断するに至ったときは、関係する県民・事業者に速やかにその旨を伝え、活動再開を促す。ただし、県外に流行地がある場合は、当該地域への旅行、出張については引き続き自粛を要請する。

【保健所 / 地域振興局】

- ・ 上記の各事項について管内市町村も対応するよう指示を行う。
- ・ 学校、集客施設等からの相談に対応する。

（2）渡航者対策

【健康危機管理課・関係課】

国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。

（3）予防接種

県内感染期と同じ。（45,46 ページ）

（4）本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応

【健康危機管理課・保健所 / 地域振興局】

上記の対策に加え、第二波に備えた住民接種の準備を進める市町村に対して必要な支援を行う。

5 医療

（1）医療体制

新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

【健康危機管理課・関係課】

通常の医療体制への復帰

関係課と連携し、医療機関に対し、感染拡大防止のために行った特別の措置（有症者に対する来院時間の指定、来院時のマスク着用、専用入口・待合室の使用などの指示）を廃止し、通常の医療体制に戻してもよい旨を通知する。

医療資機材の不足確認等

関係課と連携し、医療機関に対し、これまでの対応で消費した医療資機材や医療品の補充を促す。併せて、医師会等を通じて不足物の確認を行い、必要な調整を行う

(2) 抗インフルエンザウイルス薬

【健康危機管理課】

治療指針の周知

国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に周知する。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

流行の第二波に備え、備蓄薬の使用料等を踏まえ、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

(3) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応

上記の対策に加え、次のとおり「新型インフルエンザ等緊急事態措置」の縮小、中止を行う。

【健康危機管理課】

医療等の提供体制の縮小・中止（医療機関等への要請廃止）

医療等の提供体制を確保するために行った、医療機関及び医薬品等卸売事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する開業時間の延長等の措置の要請を廃止する。

県対策本部会議の開催

医療等の提供体制の確保措置の縮小、中止について協議し、決定するために、県対策本部会議を開催する。

公表及び通知

県対策本部会議での決定を受けて、医療等の供給体制の確保措置の縮小、中止について、広く県民に対して公表を行う。

公表に当たっては、マスコミに協力を要請するとともに、県ホームページへの掲載、地域振興局や市町村窓口への掲出等、あらゆる方法で行う。

また、の医療機関及び医薬品等卸売事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対する要請の廃止は文書の発出により行う。

6 県民生活・経済の安定

(1) 県民・事業者への呼びかけ

【健康危機管理課】

必要に応じ、県民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、中止していた業務の再開・復旧、通常の事業体制への速やかな復帰と併せ、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみが生じないように要請する。

(2) その他の措置

【関係課】

関係課は、在宅サービスが不可欠な高齢者や障がい者、り患で日常の買い物に困難になる世帯等への支援を含めた生活必需品の確保対策、大量に発生する廃棄物の円滑処理対策、多くの遺体を円滑に火葬するための対策等についても、それまでの実績を評価し、より効果的な対策を検討して、第二波に備える。

(3) 本県が緊急事態宣言の対象都道府県に含まれる場合における対応
上記の対策に加え、次のとおり「新型インフルエンザ等緊急事態措置」の縮小、
中止を行う。

【健康危機管理課】

県民生活・経済の安定に関する措置の縮小・廃止

県民生活・経済の安定を確保するために行った各種措置について、国と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合に、縮小、廃止する。

県対策本部会議の開催

県民生活・経済の安定に関する措置の縮小、中止について協議し、決定するために、県対策本部会議を開催する。

公表及び通知

県対策本部会議での決定を受けて、各種措置の縮小、中止について、広く県民に対して公表を行う。

指定地方公共機関への支援

これまでの被害状況、対策実施における課題及び改善すべき事項等について報告を求めるとともに、国と連携し、必要な支援を行い事業の継続を促すとともに第二波の対策に備える。